

令和6年度版

(令和5年度実績)

すぎなみの国保



令和6年11月

杉並区保健福祉部国保年金課

目 次

1. 事務機構	
(1) 事務分掌	1
(2) 係別職員数の状況	3
2. 運営協議会	
(1) 運営協議会	4
(2) 開催状況	4
(3) 委員名簿	5
3. 被保険者	
(1) 被保険者加入状況	6
(2) 年度平均被保険者数	7
(3) 年齢階層別被保険者	8
(4) 年齢階層別人口分布図	9
(5) 資格取得状況	10
(6) 資格喪失状況	10
(7) 外国人国民健康保険加入状況	11
(8) 高齢受給者証	12
4. 保険給付	
(1) 療養給付費	13
(2) 療養費	15
(3) 移送費	16
(4) 高額療養費	17
(5) 高額介護合算療養費	19
(6) 出産育児一時金	20
(7) 葬祭費	20
(8) 結核・精神医療給付金	21
(9) 傷病手当金	21
(10) 不当利得収納状況	22
(11) 損害賠償請求返還状況	22
(12) 一部負担金減免の状況	23
(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況	23
(14) 保険給付の適正化	24
5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度	
(1) 高額療養費資金貸付	26
(2) 出産費資金貸付	26
(3) 基金	26

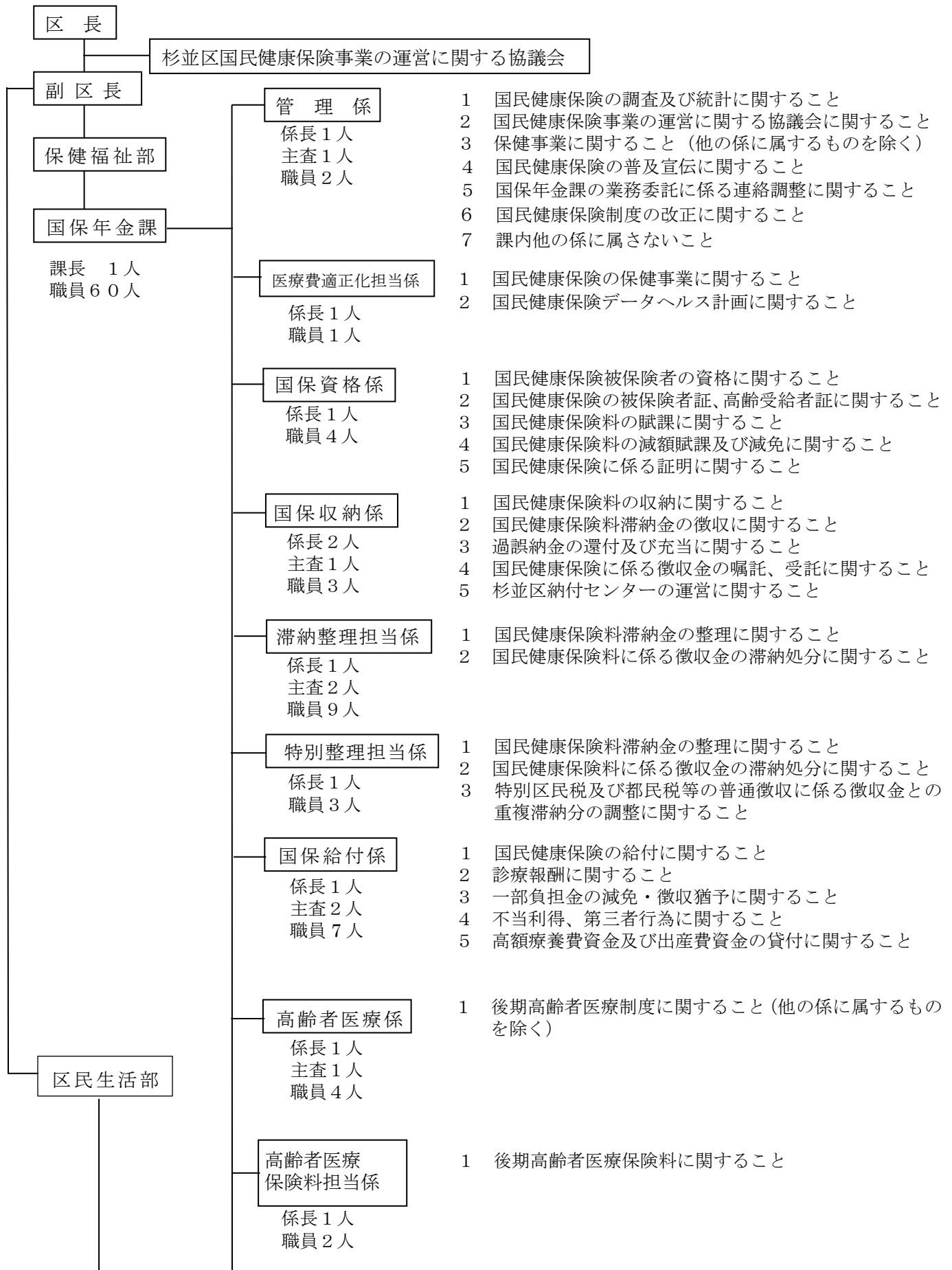
6. 保険料	
(1) 保険料率等年度別の推移	27
(2) 保険料収納状況	28
(3) 保険料収納率の推移	29
(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)	30
(5) 保険料(現年分)負担額状況	31
(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況	31
(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減	31
(8) 保険料一般減免状況	31
(9) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況	31
7. 国保財政	
(1) 令和5年度決算収支状況	32
(2) 国保財政状況	34
(3) 1世帯当り費目別状況	35
(4) 被保険者1人当り費目別状況	36
令和5年度国民健康保険事業会計の概要	37
8. 保健事業	
(1) 特定健康診査・特定保健指導	38
(2) 特定健康診査受診勧奨	38
(3) 医療機関受診勧奨	38
(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業	38
(5) 適正な受診・服薬の促進	39
(6) 生活習慣病早期介入事業	39
(7) 生活習慣病予防イベント	39
(8) すぎこく健康チャレンジ事業	39
(9) 提携保養施設	40
(10) 温泉センター割引利用券の配布	40
(11) 医療費通知	40
9. 趣旨普及	
(1) 国保だより	41
(2) パンフレット	41
(3) ポスター	41
(4) 事業概要(すぎなみの国保)	41
10. 国保年金課業務の外部委託の概要	42
11. 国保のあゆみ(平成12年以降)	43

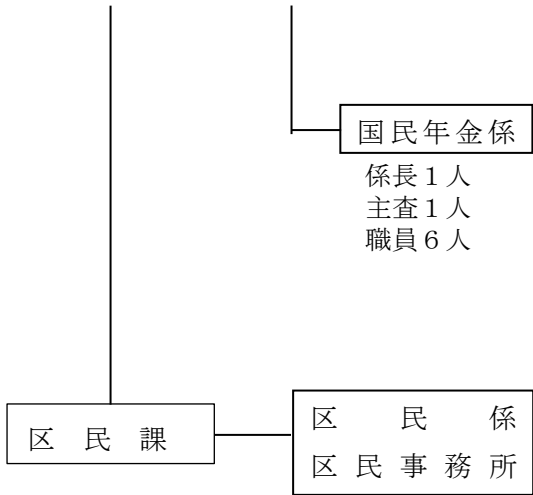
*参考資料 令和5年度事業年報

1. 事務機構

(1) 事務分掌

(令和6年4月1日)





国民年金係

係長 1 人
主査 1 人
職員 6 人

- 1 国民年金被保険者の資格に関する事
- 2 国民年金保険料の免除等に関する事
- 3 国民年金の給付に関する事
- 4 福祉年金に関する事
- 5 年金生活者支援給付金に関する事
- 6 特別障害給付金に関する事

区民係
区民事務所

- 1 国民健康保険被保険者の資格の取得、喪失に関する事
- 2 国民健康保険被保険者証に関する事
- 3 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関する事
- 4 国民健康保険料の収納に関する事

(2) 係別職員数の状況

	管理係	運営調整担当係長	医療費適正化担当係長	国保資格係	国保収納係	滞納整理担当係長	特別整理担当係長	国保給付係	高齢者医療係	後期高齢者医療準備担当係長	高齢者医療保険料担当係長	高齢者保健事業調整担当係長	国民年金係	計
昭59.7.1	7			22	26	6		14						75
平 1.4.1	6			21	25	7		16						75
6.4.1	6			21	29	3		18						77
12.4.1	5			20	28	3		16						72
13.4.1	5			21	30	3		16						75
14.4.1	6			20	31	3		16						76
15.4.1	6			20	24	6	1	17	18					92
16.4.1	6			20	25	5	1	17	18					92
17.4.1	6			20	25	5	1	17	18				17	109
18.4.1	6			20	25	5	1	15	18				18	108
19.4.1	9		1	21	28	2	1	15	15	2			16	110
20.4.1	7		1	21	25	2	1	15	19				17	108
21.4.1	7		1	19	25	2	1	15	18				16	104
22.4.1	7		1	19	26	2	1	17	17				16	106
23.4.1	7		1	20	24	2	1	16	17				16	104
24.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				16	102
25.4.1	7		1	19	24	2	1	16	16				15	101
26.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
27.4.1	7		1	19	23	2	1	15	16		1		15	100
28.4.1	7	1	1	19	23	2	1	15	16		1		15	101
29.4.1	6	1	1	5	16	2	1	15	15		1		15	78
30.4.1	6	1	1	5	17	2	1	9	9		1		6	58
31.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1		4	55
令 2.4.1	6		1	6	17	2	1	8	9		1	1	4	56
3.4.1	6		1	6	18	2	1	8	9		1		6	58
4.4.1	7		1	5	19	2	1	8	8		1		7	59
5.4.1	7		1	5	20	1	1	9	9		1		7	61
6.4.1	6		1	5	20	1	1	10	8		1		8	61

※課長は管理係に含む

2. 運営協議会

(1) 運営協議会

杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第11条の規定に基づいて設置された区長の諮問機関であり、国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議します。

審議事項

- ア 国民健康保険に係る条例規則等の制定及び改廃に関すること
- イ 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ウ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- エ 前各号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

委員構成(定員20名)

- ア 被保険者を代表する委員 6人
- イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
- ウ 公益を代表する委員 6人
- エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(2) 開催状況

令和5年度

第 1 回	R5. 10. 28	1 出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R6. 2. 20	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和4年度

第 1 回	R4. 4. 11	1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R5. 2. 27	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和3年度

第 1 回	R3. 4. 28	1 新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入の下がった被保険者等に対する国民健康保険料の減免について(諮問)
第 2 回	R4. 2. 21	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和2年度

第 1 回	R2. 5. 18	1 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 2 回	R2. 11. 11	1 延滞金の取り扱いに関する国民健康保険条例の一部改正について(諮問)
第 3 回	R3. 2. 19	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

令和元年度

第 1 回	R2. 2. 26	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)
第 2 回	R2. 3. 24	1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について(諮問)

平成30年度

第 1 回	H30. 11. 13	1 平成30年度国民健康保険事業の状況について(報告) 2 平成30年第2回区議会定例会に提出された「議員提出議案第2号杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例」について(報告)
第 2 回	H31. 2. 21	1 国民健康保険料の料率等の改正について(諮問)

(3) 委員名簿

(令和6年3月31日現在)

代 表	氏 名	備 考
被保険者を 代表する委員	中田 良一	杉並区国民健康保険被保険者
	安藤 和博	杉並区国民健康保険被保険者
	石黒 晴一	杉並区国民健康保険被保険者
	大久保 久美子	杉並区国民健康保険被保険者
	野積 優	杉並区国民健康保険被保険者
	村本 紀子	杉並区国民健康保険被保険者
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	稲葉 貴子	杉並区医師会会長
	八木 美徳	杉並区医師会副会長
	奥村 尚威	杉並区医師会理事
	真砂 功	杉並区歯科医師会会長
	山崎 靖	杉並区歯科医師会副会長
	中村 正則	杉並区薬剤師会会長
公益を 代表する委員	脇坂 たつや	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会委員長）
	山田 耕平	杉並区議会議員（区議会保健福祉委員会副委員長）
	市村 敦子	杉並区町会連合会常任理事
	庄司 玉緒	杉並区商店会連合会副会長
	手島 広士	杉並区社会福祉協議会常務理事
	玉村 恭男	杉並区民生委員児童委員協議会会長
被用者保険等 保険者を 代表する委員	阿部 光良	立正佼成会健康保険組合常務理事
	松村 光久	電子回路健康保険組合常務理事

3. 被保険者

(1) 被保険者加入状況

区人口			被保険者数等					国保加入率	
年月日	世帯数	人員	加入世帯数	被保険者総数	一般被保険者	退職被保険者等	老人保健医療対象者	世帯	人員
	世帯	人	世帯	人	人	人	人		
34. 12. 1	128,197	464,092	35,048	99,441	99,441	-	-	27.34%	21.43%
35. 4. 1	131,876	471,777	35,723	99,596	99,596	-	-	27.09%	21.11%
40. 4. 1	197,419	519,824	42,244	107,660	107,660	-	-	21.40%	20.71%
45. 4. 1	205,911	520,357	55,321	128,750	128,750	-	-	26.87%	24.74%
50. 4. 1	223,804	531,374	67,656	152,251	152,251	-	-	30.23%	28.65%
55. 4. 1	225,140	518,962	75,271	158,300	158,300	-	-	33.43%	30.50%
60. 4. 1	235,275	519,145	82,162	158,302	126,352	9,298	22,652	34.92%	30.49%
2. 4. 1	248,600	521,570	92,173	161,711	121,217	11,968	28,526	37.08%	31.00%
7. 4. 1	257,428	512,328	100,855	166,764	118,945	12,299	35,520	39.18%	32.55%
12. 4. 1	270,999	513,180	118,657	186,334	125,728	14,139	46,467	43.79%	36.31%
17. 4. 1	287,106	524,819	131,718	202,240	134,373	20,886	46,981	45.88%	38.54%
22. 4. 1	302,099	539,211	106,061	154,559	150,206	4,353	-	35.11%	28.66%
27. 4. 1	307,131	549,998	102,093	145,033	142,045	2,988	-	33.24%	26.37%
2. 4. 1	327,480	576,093	90,309	120,679	120,679	0	-	27.58%	20.95%
3. 4. 1	326,249	573,375	88,456	117,535	117,535	0	-	27.11%	20.50%
4. 4. 1	325,481	570,925	85,881	113,141	113,141	0	-	26.39%	19.82%
5. 4. 1	328,310	572,468	84,310	109,644	109,644	0	-	25.68%	19.15%
6. 4. 1	332,091	574,841	84,010	107,725	107,725	0	-	25.30%	18.74%

注1 区人口は外国人住民を含む。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

(2) 年度平均被保険者数

年 度	世帯数	被 保 険 者 総 数	一 般 被 保 険 者	退 職 被 保 険 者 等	老 健 医 療 対 象 者	左の構成割合		
		A	B	C	D	B / A	C / A	D / A
	世帯	人	人	人	人			
35	37,002	101,244	101,244	—	—	100.00%	—	—
40	42,781	108,787	108,787	—	—	100.00%	—	—
45	57,321	132,886	132,886	—	—	100.00%	—	—
50	68,649	153,399	153,399	—	—	100.00%	—	—
55	76,032	157,927	157,927	—	—	100.00%	—	—
60	83,858	159,942	126,624	10,076	23,242	79.17%	6.30%	14.53%
2	92,527	160,726	119,446	12,079	29,201	74.32%	7.51%	18.17%
7	102,494	170,208	120,541	12,825	36,842	70.82%	7.53%	21.65%
12	120,850	189,239	127,297	14,374	47,568	67.27%	7.60%	25.14%
17	133,128	203,602	136,299	21,310	46,090	66.94%	10.47%	22.64%
22	106,536	155,054	150,420	4,634	—	97.01%	2.99%	—
27	101,636	143,230	140,701	2,529	—	98.23%	1.77%	—
2	89,713	119,546	119,546	0	—	100.00%	0.00%	—
3	87,369	115,649	115,649	0	—	100.00%	0.00%	—
4	85,791	112,185	112,185	0	—	100.00%	0.00%	—
5	84,328	108,938	108,938	0	—	100.00%	0.00%	—

注1 端数処理の関係で、AとB・C・Dの合計が一致しない場合がある。

注2 老人保健医療対象者は平成20年4月後期高齢者医療制度へ移行。

(3) 年齢階層別被保険者

(令和6年4月1日現在)

区分 年齢	区人口			被保険者内訳				
	男	女	計	男	女	計	構成比	加入率
	人	人	人	人	人	人		
0～4	9,573	9,297	18,870	732	656	1,388	1.29%	7.36%
5～9	10,510	10,229	20,739	861	836	1,697	1.58%	8.18%
10～14	10,235	9,698	19,933	904	865	1,769	1.64%	8.87%
15～19	10,133	9,893	20,026	1,369	1,296	2,665	2.47%	13.31%
20～24	17,129	18,101	35,230	3,647	3,689	7,336	6.81%	20.82%
25～29	23,535	24,782	48,317	4,319	4,244	8,563	7.95%	17.72%
30～34	21,036	21,703	42,739	3,529	3,134	6,663	6.19%	15.59%
35～39	21,198	21,083	42,281	3,746	3,141	6,887	6.39%	16.29%
40～44	21,670	21,596	43,266	3,878	3,089	6,967	6.47%	16.10%
45～49	22,304	22,869	45,173	3,957	3,495	7,452	6.92%	16.50%
50～54	22,247	23,545	45,792	4,366	3,991	8,357	7.76%	18.25%
55～59	20,037	20,059	40,096	4,160	4,101	8,261	7.67%	20.60%
60～64	15,794	16,100	31,894	4,098	5,021	9,119	8.47%	28.59%
65～69	12,617	13,188	25,805	5,345	7,323	12,668	11.76%	49.09%
70～74	12,034	13,714	25,748	7,353	10,532	17,885	16.60%	69.46%
75～79	11,048	13,884	24,932	13	35	48	0.04%	0.19%
80～84	7,794	11,690	19,484	0	0	0	0.00%	0.00%
85～89	4,666	9,020	13,686	0	0	0	0.00%	0.00%
90～94	2,210	5,567	7,777	0	0	0	0.00%	0.00%
95以上	565	2,488	3,053	0	0	0	0.00%	0.00%
合計	276,335	298,506	574,841	52,277	55,448	107,725	100.00%	18.74%
60以上	66,728	85,651	152,379	16,809	22,911	39,720	36.87%	26.07%
65以上	50,934	69,551	120,485	12,711	17,890	30,601	28.41%	25.40%
70以上	38,317	56,363	94,680	7,366	10,567	17,933	16.65%	18.94%

注1 75～79までの人数は4月1日及び4月2日に75歳の誕生日を迎えた者を含む。

注2 区人口は外国人住民を含む。

(4) 年齢階層別人口分布図

(令和6年4月1日現在)

杉並区全体と国民健康保険被保険者の年齢階層別人口分布比較



(5) 資格取得状況

年 度	転入		組回国保から		社会保険から		生活保護から		出生		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
元	11,226	13,502	417	852	13,689	21,794	159	245	-	431	1,666	1,739	27,157	38,563
2	-	10,492	-	741	-	21,203	-	150	-	368	-	730	24,955	33,684
3	-	8,540	-	427	-	16,346	-	118	-	332	-	368	21,343	26,131
4	-	12,263	-	361	-	16,353	-	127	-	321	-	389	24,595	29,814
5	-	12,647	-	526	-	16,502	-	137	-	298	-	380	25,352	30,490

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

参考(年度平均)

年度	全世帯数	全被保険者数
元	91,847	122,955
2	89,713	119,546
3	87,369	115,649
4	85,791	112,185
5	84,328	108,938

(6) 資格喪失状況

年 度	転出		組回国保へ		社会保険へ		生活保護へ		死亡		その他		計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
元	9,342	12,175	642	1,166	14,485	23,220	370	488	355	603	4,457	5,141	29,651	42,793
2	-	11,407	-	998	-	18,975	-	445	-	636	-	4,438	26,875	36,899
3	-	9,414	-	628	-	14,478	-	407	-	586	-	5,013	23,918	30,526
4	-	9,569	-	815	-	15,393	-	457	-	618	-	6,459	26,166	33,311
5	-	9,763	-	643	-	15,213	-	422	-	557	-	5,811	25,652	32,409

※令和3年1月に移行したシステムでは、世帯数の内訳が抽出できないため、令和2年度から「計」のみを計上。

資格得喪合計	異動率	
	世帯	人員
世帯	56,808	66.17%
人員	81,356	61.85%
世帯	51,830	59.04%
人員	70,583	57.77%
世帯	45,261	48.99%
人員	56,657	51.80%
世帯	50,761	56.27%
人員	63,125	59.17%
世帯	51,004	57.74%
人員	62,899	60.48%

(7) 外国人国民健康保険加入状況

(令和6年4月1日現在)

国 籍 名	外国人住民 (人)	被保険者 (人)	加 入 割 合	構 成 比
中 国	6,354	3,761	59.19%	36.39%
ネ パ ー ル	2,601	1,675	64.40%	16.21%
韓 国	2,669	1,104	41.36%	10.68%
ベ ト ナ ム	1,576	821	52.09%	7.94%
米 国	936	443	47.33%	4.29%
台 湾	957	397	41.48%	3.84%
ミ ャ ン マ ー	420	206	49.05%	1.99%
フ ィ リ ピ ン	575	175	30.43%	1.69%
フ ラ ン ス	327	162	49.54%	1.57%
ス リ ラ ン カ	157	128	81.53%	1.24%
タ イ	220	112	50.91%	1.08%
英 国	314	110	35.03%	1.06%
ウ ズ ベ キ ス タ ン	91	82	90.11%	0.79%
オ ー ス ト ラ リ ア	152	79	51.97%	0.76%
モ ン ゴ ル	116	75	64.66%	0.73%
イ ン ド ネ シ ア	296	73	24.66%	0.71%
ロ シ ア	131	65	49.62%	0.63%
イ タ リ ア	130	59	45.38%	0.57%
カ ナ ダ	170	59	34.71%	0.57%
ド イ ツ	111	57	51.35%	0.55%
イ ン ド	137	55	40.15%	0.53%
ス ペ イ ン	91	49	53.85%	0.47%
バ ン グ ラ デ シ ュ	70	48	68.57%	0.46%
ブ ラ ジ ル	110	43	39.09%	0.42%
マ レ ー シ ア	96	40	41.67%	0.39%
ウ ク ラ イ ナ	43	34	79.07%	0.33%
シ ン ガ ポ ー ル	59	34	57.63%	0.33%
ト ル コ	55	34	61.82%	0.33%
朝 鮮	96	18	18.75%	0.17%
メ キ シ コ	47	16	34.04%	0.15%
無 国 籍	9	0	0.00%	0.00%
そ の 他 の 国	676	322	47.63%	3.13%
合 計	19,792	10,336	52.22%	100.00%

* 医療保険の社会保障協定国・・・アメリカ、ベルギー、フランス、オランダ、チェコ、スイス、ハンガリー、ルクセンブルク

* 平成29年度からは中国、台湾、韓国、朝鮮それぞれのデータを掲載する。(平成28年度までは中国は台湾を含んだもの、韓国及び朝鮮は合算していた。)

(8) 高齢受給者証

70歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの方はその月1日）から後期高齢者医療制度に該当するまでの方に、「高齢受給者証」を交付しています。医療機関受診の際は、被保険者証とあわせて提示していただきます。

負担割合は、同一世帯内の70歳以上の国民健康保険被保険者を対象に、前年度所得を基に2割又は3割を判定します。

毎年、8月1日に更新し、負担割合も再判定します。

高齢受給者証交付状況 (令和6年4月1日)

一般	一定以上所得者	合計
2割負担	3割負担	
14,680人	2,962人	17,642人

注 昭和19年4月1日以前生まれの被保険者の特例措置(1割負担)は、すべて後期高齢者医療制度へ移行したため終了。

4. 保険給付

(1) 療養給付費

① 療養の給付

ア 範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術その他の治療
- ・居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ・保険外併用療養費

保険医療機関での、評価療養（高度医療技術を用いた等の療養であり、厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（特別な病室の提供、その他厚生労働大臣が定める療養）のうち、基礎的な診療部分について支給します。

イ 一部負担金の割合

- ・義務教育就学前：2割
- ・70歳未満（義務教育就学前を除く）：3割
- ・70歳以上：2割
（所得により3割）

ウ 療養の給付の方法

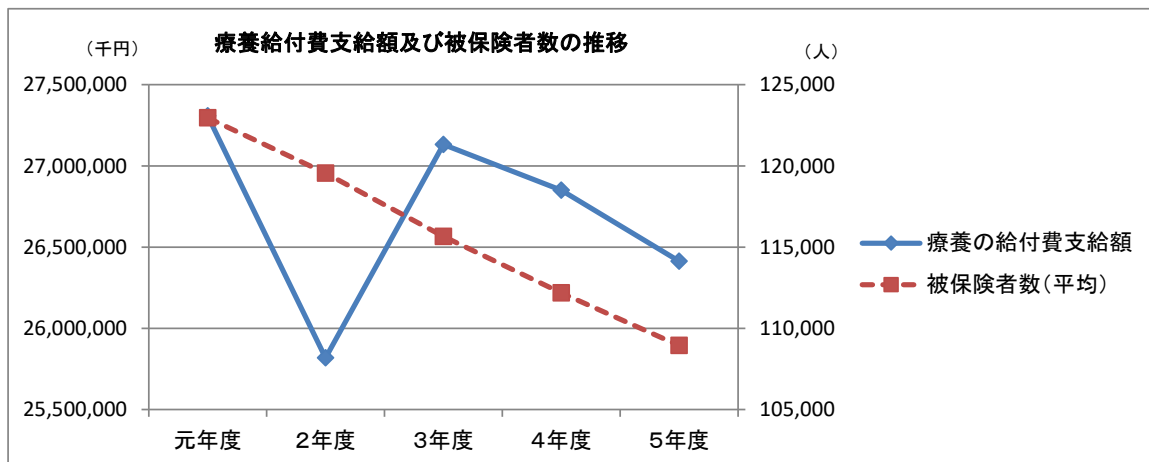
被保険者は保険医療機関等に被保険者証を提示し、診療を受け、一部負担金を支払います。保険者は医療費の総額から一部負担金を除いたものを、療養給付費として保険医療機関等に支払います。

療養給付費支給状況

年度	件数	支給額	前年比
	件	円	%
元	1,892,301	27,307,188,225	100
2	1,657,295	25,817,679,897	95
3	1,767,463	27,130,713,899	105
4	1,766,699	26,850,866,037	99
5	1,774,096	26,413,655,263	98

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



② 入院時食事療養費及び入院時生活療養費

入院時の食事に要した費用のうち、被保険者が負担する標準負担額を控除した額を、入院時食事療養費として支給します。同様に特定長期入院被保険者(療養病床への入院等により、療養の給付を受ける65歳以上の者)に生活療養費に要した費用について入院時生活療養費を支給します。所得や年齢、入院日数により標準負担額の減額制度があります。

入院時食事療養費の状況

年度	件数	日数	費用額	支給額
	件	日	円	円
元	19,528	769,470	507,993,843	252,127,754
2	17,753	728,035	481,420,828	236,634,813
3	17,898	700,299	463,369,120	227,272,457
4	17,092	659,639	436,167,612	218,622,764
5	16,242	632,565	417,782,503	212,986,411

(事業年報)

③ 入院時食事療養費標準負担額差額支給

住民税非課税世帯の方が入院し、やむを得ない理由で減額認定の申請が遅れた場合、後日差額を現金給付します。

入院時食事療養費標準負担額差額支給状況

年度	件数	支給額
	件	円
元	7	12,950
2	13	66,850
3	29	72,300
4	14	51,300
5	14	29,900

※退職者医療制度該当分を含む

(2) 療養費

① 範囲

- ・骨折やねんざなどで接骨院の施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、はり・きゅう・マッサージの施術を受けた場合
- ・医師の同意または診断により、補装具を作った場合
- ・やむを得ない理由で被保険者証が提示できない場合や、国保を扱っていない医療機関で診療を受けた場合
- ・海外療養費（旅行や出張などで急な病気や負傷のため海外で診療を受けた場合）

② 給付割合

療養の給付に準じる

③ 給付方法

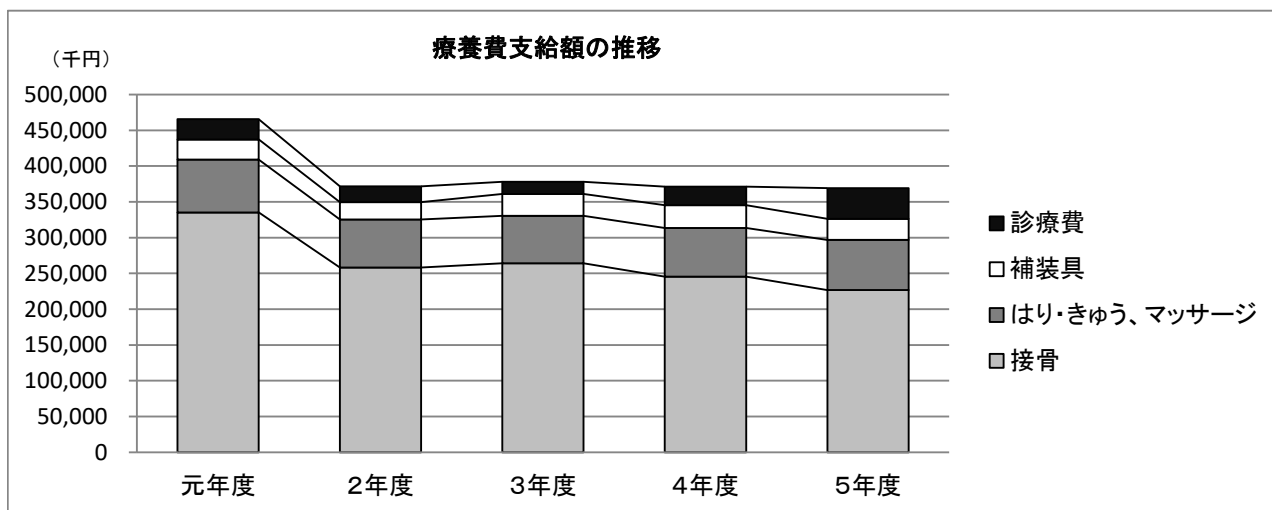
世帯主の申請に基づき、現金給付する

療養費支給状況

年度	接骨		はり・きゅう、マッサージ		補装具		診療費		合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
元	61,678	335,355,262	4,574	73,717,564	1,012	28,261,287	2,336	28,175,047	69,600	465,509,160
2	47,319	258,468,128	4,291	66,736,145	784	24,488,498	2,203	22,133,515	54,597	371,826,286
3	49,826	264,229,103	4,167	66,195,100	1,003	30,719,897	1,766	17,057,054	56,762	378,201,154
4	47,938	245,510,331	4,276	68,038,651	994	31,637,620	1,974	25,977,665	55,182	371,164,267
5	45,267	226,751,808	4,390	70,086,801	935	29,516,277	2,626	42,893,293	53,218	369,248,179

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



(3) 移送費

① 範囲

緊急かつやむを得ない理由で医師の指示により入院や転院などをするために自動車等を使用し、被保険者がその費用を負担した場合

② 給付する額

被保険者が負担をした額の内、保険適用が認められた部分

③ 給付方法

世帯主の申請に基づき、現金給付する

移送費支給状況

年度	件数	支給額
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0

(決算数値)

※退職者医療制度該当分を含む

(4) 高額療養費

世帯の国保加入者が、同じ月に医療機関等で支払った一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。ただし、70歳未満の方の場合には、1つの医療機関等での一部負担金の額(入院・外来、医科・歯科別)が、21,000円以上のものが、高額療養費の計算対象となります。

① 70歳未満の方の自己負担限度額 (〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額)

区 分	自 己 負 担 限 度 額
賦課標準額901万円超	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% [140,100円]
賦課標準額600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]
賦課標準額210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]
賦課標準額210万円以下	57,600円 [44,400円]
住民税非課税世帯	35,400円 [24,600円]

※賦課標準額・・・世帯の国保加入者の、総所得金額等から住民税基礎控除額を差し引いた額の合計
 ※住民税の申告をしていない世帯員のいる世帯の方は、賦課標準額901万円超の区分となります。

② 高齢受給者証対象者の自己負担限度額 (〔 〕は過去1年で4回目以降の多数回の限度額)

区 分	自 己 負 担 限 度 額	
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1% [140,100円]	
現役並み所得Ⅱ (課税所得380万円以上 690万円未満)	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1% [93,000円]	
現役並み所得Ⅰ (課税所得145万円以上 380万円未満)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1% [44,400円]	
一 般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [44,400円]
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※低所得Ⅱ・・・世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯の方

※低所得Ⅰ・・・世帯主と世帯の国保加入者(被保険者)全員が住民税非課税の世帯で、各人の公的年金収入が80万円以下で、かつその他の所得がない方

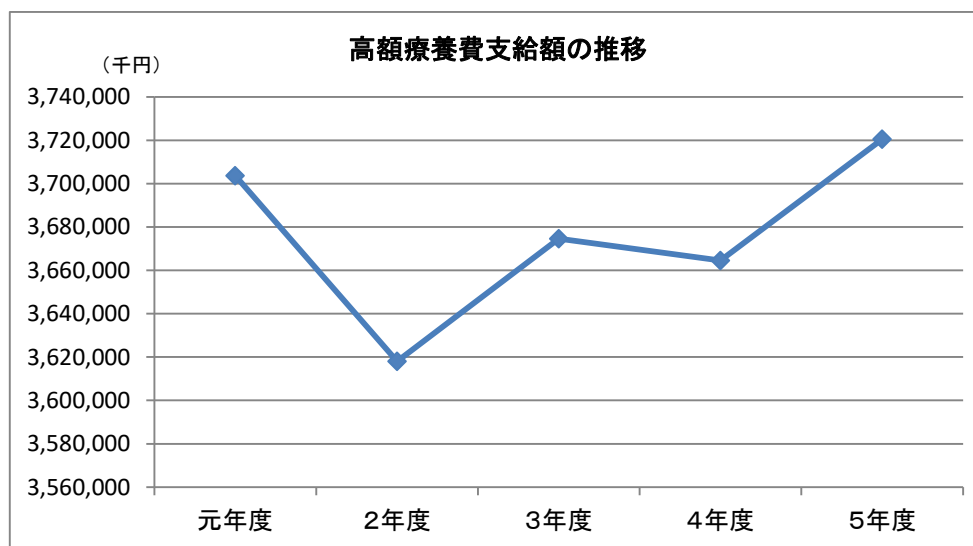
- ③ 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（H I V感染を含み、厚生労働大臣の定める者に限る）の疾病で治療を続ける必要がある被保険者に特定疾病療養受療証を交付し、一部負担金が同一月内に10,000円を超えた場合、その超えた額について現物給付します（70歳未満の人工透析を必要とする慢性腎不全の方で、賦課標準額600万円超の世帯の方は20,000円を超えた場合）。
- ④ 70歳未満の方及び70～74歳の住民税非課税世帯の方及び現役並み所得Ⅰ、現役並み所得Ⅱの方の高額療養費について、事前申請により「限度額適用認定証（非課税世帯の方は限度額適用・標準負担額減額認定証）」の交付を受け医療機関の窓口にて提示することにより、窓口での負担が高額療養費の自己負担限度額までとなります。

○高額療養費支給状況及び限度額適用認定証発行件数

年度	件数	高額療養費	1件当り 高額療養費	限度額適用認定証 発行件数
元	件	円	円	件
元	63,143	3,703,674,123	58,655	6,607
2	60,709	3,618,033,300	59,596	6,126
3	64,304	3,674,629,668	57,145	6,209
4	65,214	3,664,623,159	56,194	5,929
5	62,498	3,720,520,878	59,530	4,864

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)



(5) 高額介護合算療養費

世帯内で1年間に負担した、医療保険と介護保険の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。

医療保険と介護保険の自己負担額のいずれかが0円である場合や限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

① 自己負担限度額

年齢区分	所得等区分	医療保険+介護保険の自己負担限度額	
70歳未満の方がいる世帯	賦課標準額901万円超	212万円	
	賦課標準額600万円超～901万円以下	141万円	
	賦課標準額210万円超～600万円以下	67万円	
	賦課標準額210万円以下	60万円	
	住民税非課税世帯	34万円	
70～74歳の方がいる世帯	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	141万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	67万円	
	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
		低所得Ⅰ	19万円

② 高額介護合算療養費支給状況

年度	件数	高額介護合算療養費	1件当り高額介護合算療養費
元	229	6,872,439	30,011
2	235	7,193,742	30,612
3	244	7,374,030	30,221
4	244	7,332,324	30,051
5	218	6,841,561	31,383

※退職者医療制度該当分を含む

(決算数値)

(6) 出産育児一時金

被保険者が出産したときに、出生児1名につき50万円(令和4年度までは42万円)を支給します。妊娠85日以上の子死産や流産でも支給されます。出産育児一時金の支給は、次の①～③のいずれかの方法によります。

① 直接支払制度

被保険者が医療機関等に手続きをし、東京都国民健康保険団体連合会を通して区から医療機関等に出産育児一時金を支払う方法。

② 受取代理制度

医療機関等の記名・押印を受けた申請書を世帯主が区に提出することで、医療機関等が出産育児一時金を世帯主の代理として受取る方法。区は、医療機関等からの出生の報告を受け、医療機関等に対して出産育児一時金を支払う。

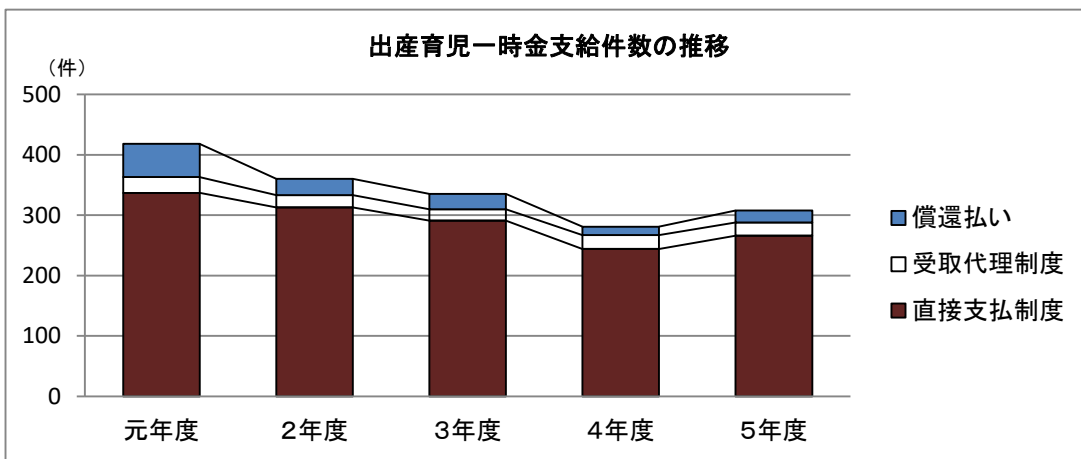
③ ①及び②以外(償還払い)

出生後に、世帯主からの請求により、世帯主へ支給する方法。

出産育児一時金支給状況

年度	件数	金額 円	内、直払い件数、割合		内、受取代理件数、割合	
			件	割合	件	割合
元	418	176,231,608	337	80.6%	26	6.2%
2	360	150,974,800	313	86.9%	20	5.6%
3	335	140,786,380	291	86.9%	19	5.7%
4	281	119,918,035	244	86.8%	23	8.2%
5	308	149,617,365	266	86.4%	22	7.1%

(決算数値)



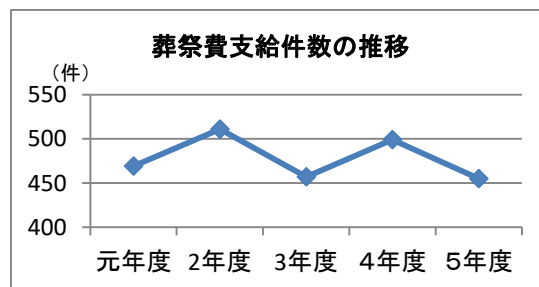
(7) 葬祭費

被保険者が亡くなり葬儀を行ったときに、葬儀執行者の申請により支給します。支給額は7万円です。

葬祭費支給状況

年度	件数	金額 円
元	469	32,830,000
2	511	35,770,000
3	457	31,990,000
4	499	34,930,000
5	455	31,850,000

(決算数値)



(8) 結核・精神医療給付金

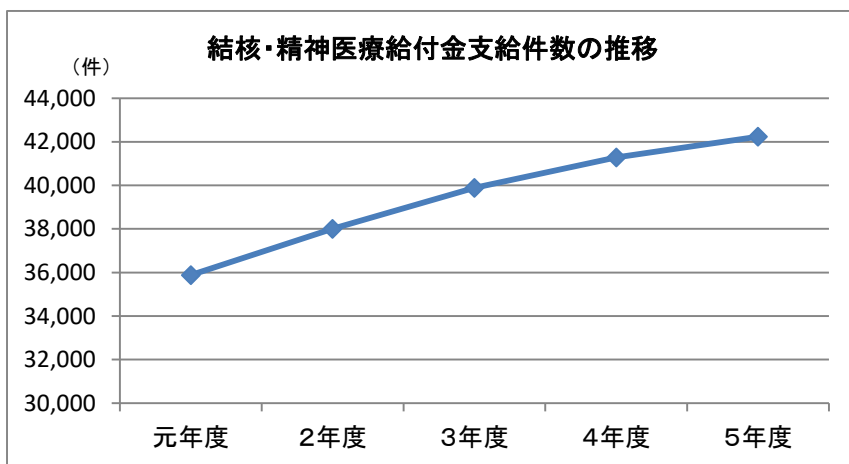
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核医療を受けている住民税非課税者に対し、医療費の5%を支給します。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく医療費助成を受けている住民税非課税世帯の方に対し、自立支援医療(精神通院医療)制度による医療費の月ごとの自己負担上限額までを支給します。

都内医療機関の場合には、申請により区が被保険者に交付した国保受給者証を窓口に提示することで現物給付されます。また、都外医療機関の場合には、償還払いにより支給します。

結核・精神医療給付金支給状況

年度	件数	支給額	国保受給者証交付件数	
			結核医療	精神医療
元	35,882	42,270,757	23	2,696
2	38,011	45,073,029	15	1,894
3	39,884	47,752,343	12	2,873
4	41,282	48,956,098	7	3,147
5	42,236	49,799,430	7	3,160

※退職者医療制度該当分を含む(決算数値)



(9) 傷病手当金

被保険者で給与等の支払を受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるとき、療養のため労務に服することができない場合に支給します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、支給適用期間を令和5年5月7日までとしています。

傷病手当金支給状況

年度	件数	支給額
	件	円
2	50	3,135,269
3	132	11,307,900
4	428	15,222,179
5	48	1,157,849

(10) 不当利得収納状況

国民健康保険の資格が無い人の保険使用について費用の返還を求めたもの

年 度	調定額		収納額		未済額	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
元	件	円	件	円	件	円
	4,113	85,825,132	1,111	30,747,102	3,002	55,078,030
2	4,381	88,160,880	1,023	43,522,983	3,358	44,637,897
3	3,112	96,238,540	848	45,754,421	2,264	50,484,119
4	3,299	110,452,324	837	57,729,030	2,462	52,723,294
5	3,028	81,650,309	834	34,333,335	2,194	47,316,974

※退職者医療制度該当分を含む

(11) 損害賠償請求返還状況

第三者から傷害をうけたとき一時的に国民健康保険が立て替えた医療費を加害者に請求したもの

年 度		調定額		収納額		未済額	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
元		件	円	件	円	件	円
	交通事故等	58	23,497,664	58	23,497,664	0	0
	公害	13	251,937	13	251,937	0	0
2	交通事故等	36	20,166,893	36	20,166,893	0	0
	公害	23	216,643	23	216,643	0	0
3	交通事故等	53	26,658,836	53	26,658,836	0	0
	公害	24	205,779	24	205,779	0	0
4	交通事故等	31	13,844,781	31	13,844,781	0	0
	公害	24	206,647	24	206,647	0	0
5	交通事故等	72	33,307,349	71	33,295,771	1	11,578
	公害	27	226,191	27	226,191	0	0

(12) 一部負担金減免の状況

年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0

(13) 東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の免除及び概算請求分等の状況

① 一部負担金等の免除の状況

年度	免除件数 (レセプト件数)	金額
元	238	765,730
2	176	2,745,707
3	159	426,688
4	114	235,352
5	92	298,795

② 概算請求分及び保険者不明分の支払状況

年度	概算請求分	保険者不明分
元	0	0
2	0	0
3	0	0
4	0	0
5	0	0

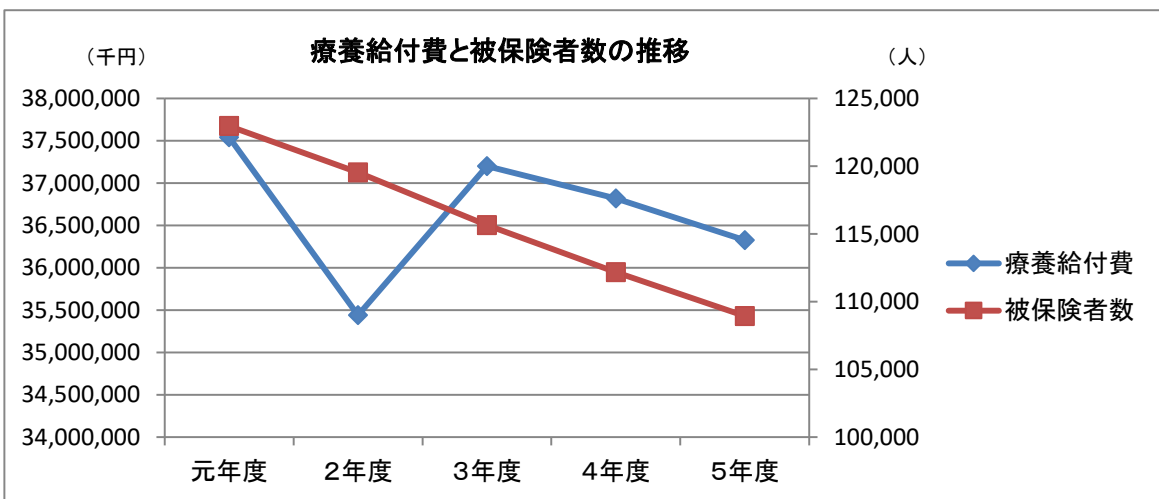
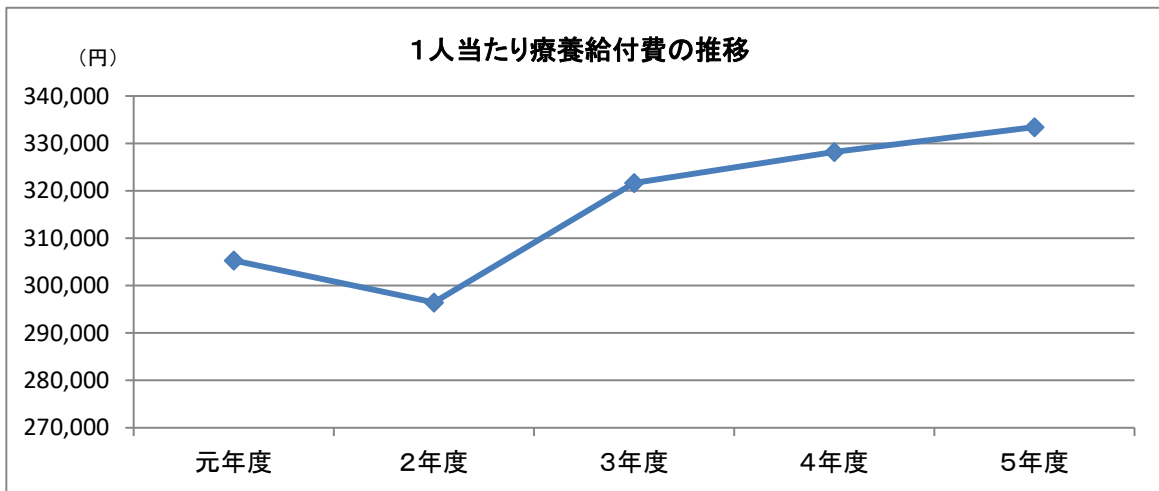
(14) 保険給付の適正化

① 1人当たり療養給付費の状況

1人当たり療養給付費は、当該年度にかかった療養給付費の費用額(10割分)を、当該年度の平均被保険者数で割ったものです。

年度	合計
元	305,319
2	296,449
3	321,672
4	328,197
5	333,439

※退職者医療制度該当分を含む



② 後発医薬品(ジェネリック)差額通知の送付

患者負担の軽減と療養給付費の削減を目的として、被保険者が使用している薬の窓口負担額について、後発医薬品に切り替えた場合に生じる差額を通知し、後発医薬品の使用を啓発しています。

ア 通知内容

- ・医薬品名
- ・投与期間
- ・1日用量
- ・院内・院外の区分
- ・自己負担相当額
- ・後発医薬品に切り替えた場合に削減できる自己負担額

イ 通知状況

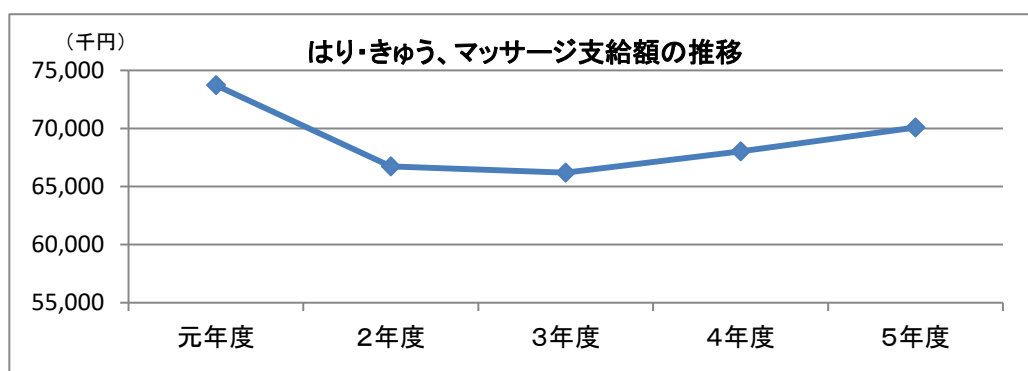
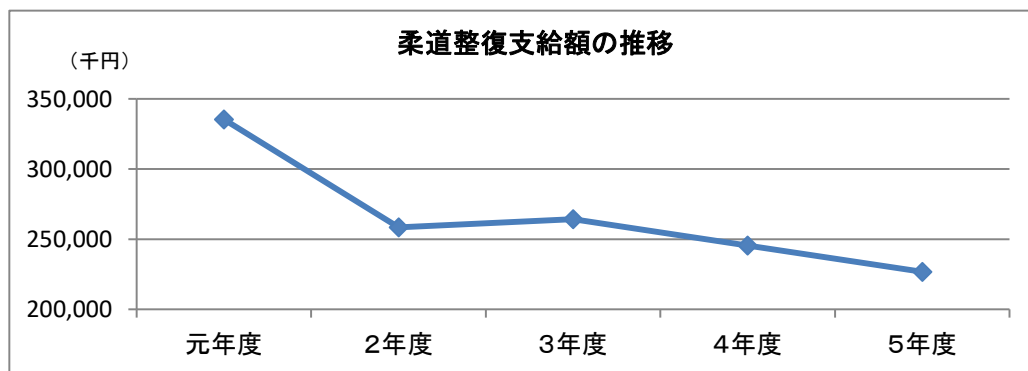
年 度	対象調剤月	通知月	通知数	対 象 薬 剤
2	月	月	人	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	4	7	9,795	
	7	10	10,809	
3	11	2	9,616	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	4	7	10,304	
	7	10	9,439	
4	11	2	9,746	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	4	7	9,214	
	7	10	8,319	
5	11	2	7,935	精神疾患及びがん等、通知することに配慮を必要とするものを除く、全ての薬剤
	4	7	7,646	
	7	10	7,461	
	11	2	6,971	

③ 柔道整復等施術に係る被保険者照会

柔道整復や、はり・きゅう、マッサージの施術では、世帯主が療養費の申請及び受領を施術師に委任することで療養費を支給しています。そこで、申請に誤りがないかを確認するために、施術状況等を被保険者に照会しています。

施術師が提出した療養費支給申請書の内容と被保険者からの回答に相違があった場合には、施術師に確認のうえ、申請に誤りがある場合には申請書を返戻しています。

年 度	照会件数
2	1,200
3	1,200
4	1,200
5	1,200



5. 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度

(1) 高額療養費資金貸付

高額療養費が支給されるまでには、審査などの手続きで4か月程度の日数がかかります。そこで、長期の入院などにより医療費が多額となり、その支払が困難な世帯主に、高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の9割までを無利子で貸し付けします。

貸付金の返済は、その後支給される高額療養費を充てて清算します。

高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額	1件あたり 平均貸付額	1件あたり 最高貸付額
元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	3	109,000	36,333	51,000
4	1	380,000	380,000	380,000
5	0	0	0	0

(2) 出産費資金貸付

被保険者が直接支払制度、受取代理制度を利用せずに出産される場合で、事前に出産の費用を必要とする世帯主に、出産予定日の1か月前から出産育児一時金の8割までの金額を無利子で貸し付けします。妊娠4か月以上で出産のために、医療機関から費用の請求を受けたときなども利用できます。

貸付金の返済は、出産後支給される出産育児一時金を充てて清算します。

出産費資金貸付状況

年度	件数	1件あたり 貸付額	合計
元	0	0	0
2	0	0	0
3	0	0	0
4	0	0	0
5	0	0	0

(3) 基金

平成25年度4月1日付で、「杉並区国民健康保険高額療養費資金及び出産費資金貸付基金」と「杉並区介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金」を統合し、名称を「杉並区高額療養費等資金貸付基金」としました。

令和5年度の基金額は1千万円です。

6. 保 険 料

(1) 保険料率等年度別の推移

年 月	基礎賦課額(医療分)			後期高齢者支援金賦課額			介護納付金賦課額			賦課方式等
	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	均等割額	所得割料率	限度額	
12. 4	円 26,100	194/100	円 530,000				円 7,200	14/100	円 70,000	介護保険制度開始 後期高齢者支援金賦課開始 賦課方式変更 未就学児均等割軽減開始 産前産後期間の保険料軽減開始(R6.1~)
13. 4	27,300	"	"				8,100	19/100	"	
14. 4	"	"	"				7,800	"	"	
15. 4	29,400	204/100	"				9,000	23/100	"	
16. 4	30,200	208/100	"				10,800	25/100	80,000	
17. 4	32,100	"	"				12,000	32/100	"	
18. 4	33,300	182/100	"				"	36/100	"	
19. 4	35,100	124/100	"				"	20/100	90,000	
20. 4	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	18/100	"	
21. 4	27,600	68/100	"	9,600	26/100	"	"	12/100	100,000	
22. 4	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	16/100	"	
23. 4	"	6.13/100	510,000	"	1.96/100	140,000	13,200	0.98/100	120,000	
24. 4	30,000	6.28/100	"	10,200	2.23/100	"	14,100	1.38/100	"	
25. 4	30,600	6.02/100	"	10,800	2.34/100	"	15,000	1.64/100	"	
26. 4	32,400	6.30/100	"	"	2.17/100	160,000	15,300	1.56/100	140,000	
27. 4	33,900	6.45/100	520,000	"	1.98/100	170,000	14,700	1.45/100	160,000	
28. 4	35,400	6.86/100	540,000	"	2.02/100	190,000	"	1.41/100	"	
29. 4	38,400	7.47/100	540,000	11,100	1.96/100	"	15,600	1.48/100	"	
30. 4	39,000	7.32/100	580,000	12,000	2.22/100	"	"	1.78/100	"	
31. 4	39,900	7.25/100	610,000	12,300	2.24/100	"	"	1.78/100	"	
R2. 4	"	7.14/100	630,000	12,900	2.29/100	"	"	2.09/100	170,000	
R3. 4	38,800	7.13/100	"	13,200	2.41/100	"	17,000	2.20/100	"	
R4. 4	42,100	7.16/100	650,000	13,200	2.28/100	200,000	16,600	2.20/100	"	
R5. 4	45,000	7.17/100	650,000	15,100	2.42/100	220,000	16,200	2.20/100	"	

<令和6年度保険料額計算方法>

$$\boxed{\text{年間保険料額}} = \boxed{\text{基礎賦課額}} + \boxed{\text{後期高齢者支援金等賦課額}} + \boxed{\text{介護納付金賦課額(40歳～64歳の被保険者に加算される保険料)}} \\ (\text{医療分}) \quad (\text{支援金分}) \quad (\text{介護分})$$

$$\boxed{\text{基礎賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(49, 100)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(8. 69/100)}$$

※限度額 65万円

$$\boxed{\text{後期高齢者支援金等賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(16, 500)}$$

$$\text{所得割額} = \text{世帯の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2. 80/100)}$$

※限度額 24万円

$$\boxed{\text{介護納付金賦課額}} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

$$\text{均等割額} = \text{介護保険第2号被保険者数} \times \text{1人当たりの均等割額(16, 500)}$$

$$\text{所得割額} = \text{介護保険第2号被保険者の旧ただし書所得} \times \text{所得割料率(2. 20/100)}$$

※限度額 17万円

※旧ただし書所得…住民税の課税方式としては、既に廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文の**ただし書き**として規定されていた方法を用いて算出される**所得**のこと。

総所得金額等から基礎控除のみを差し引くことで算出する。

(2) 保険料収納状況

ア 現年分

年 度	調 定 A		収 納 B		還付未済 C		収 納 率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	B/A	(B-C)/A
	件	円	件	円	件	円	%	%
23	2,494,727	15,858,386,389	2,028,022	13,181,780,885	4,800	22,660,613	83.12	82.98
24	2,487,322	16,120,887,195	2,011,299	13,359,280,654	6,225	23,006,507	82.87	82.73
25	2,457,438	16,557,496,699	2,015,450	13,876,736,876	6,475	26,884,957	83.81	83.65
26	2,421,158	16,723,510,259	2,001,644	14,106,030,354	5,297	26,108,590	84.35	84.19
27	2,375,651	16,380,535,881	1,977,612	13,797,155,752	5,015	27,880,656	84.23	84.06
28	2,311,409	16,387,869,739	1,919,264	13,905,225,190	5,392	30,867,745	84.85	84.66
29	2,224,766	16,278,577,559	1,875,324	13,917,151,389	5,415	29,305,663	85.49	85.31
30	2,176,135	16,421,965,036	1,836,242	14,026,722,751	5,741	35,811,571	85.41	85.20
元	2,120,627	16,051,879,878	1,470,477	13,884,011,014	5,264	32,755,187	86.49	86.29
R2	2,672,559	15,625,699,286	2,378,816	13,901,112,087	7,536	37,814,201	88.96	88.72
R3	1,991,256	15,599,290,860	1,829,122	14,283,487,452	8,428	48,091,361	91.56	91.26
R4	1,964,696	16,022,491,539	1,782,489	14,449,714,252	9,897	45,613,498	90.18	89.90
R5	1,929,026	15,463,837,084	1,753,856	14,021,188,136	13,443	80,400,705	90.67	90.15

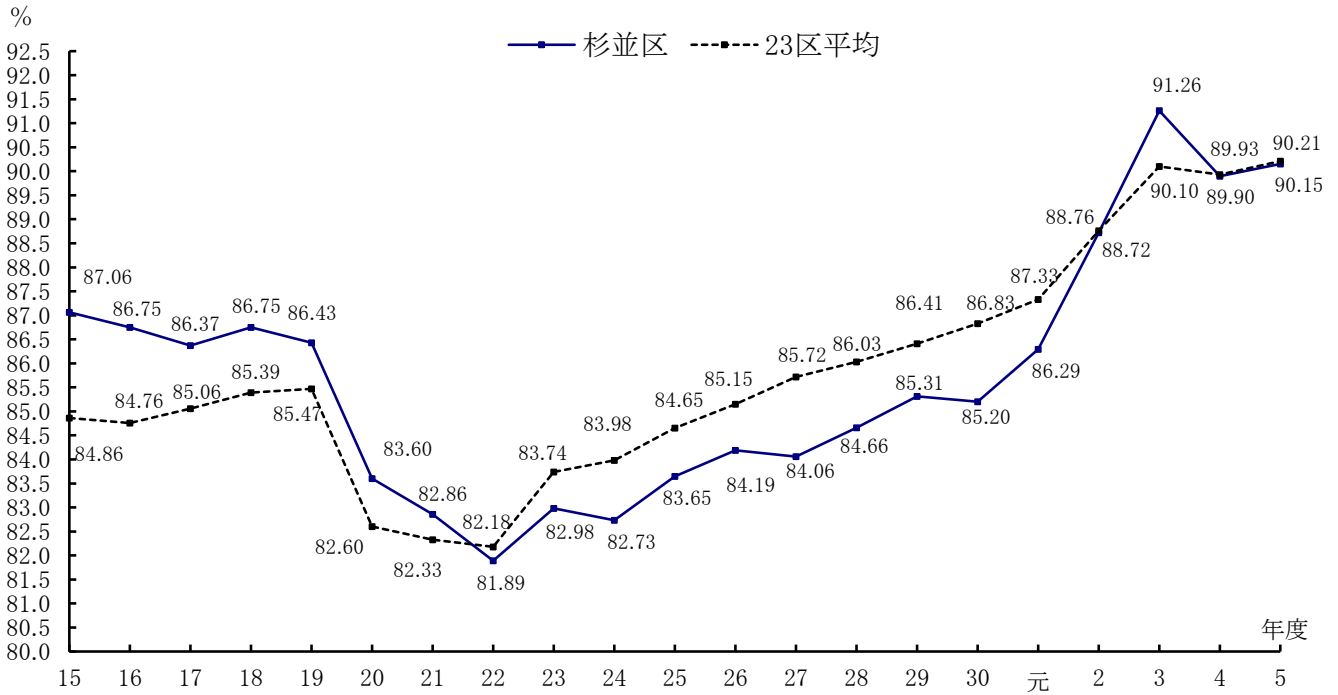
イ 滞納繰越分

年 度	調 定 A	収 納 B	還付未済 C	収 納 率	
	金額	金額	金額	B/A	(B-C)/A
	円	円	円	%	%
23	5,175,740,180	1,571,884,669	1,784,881	30.37	30.34
24	5,046,268,977	1,605,530,454	2,620,135	31.82	31.76
25	5,449,684,175	1,687,004,445	2,627,002	30.96	30.91
26	4,958,996,012	1,697,259,702	2,897,009	34.23	34.17
27	4,778,604,330	1,612,806,238	2,002,999	33.75	33.71
28	4,438,902,852	1,564,690,358	2,892,880	35.25	35.18
29	4,267,370,994	1,586,351,991	1,939,713	37.17	37.13
30	3,780,329,676	1,600,176,552	3,945,402	42.33	42.22
元	3,227,932,695	1,364,467,483	3,041,007	42.27	42.18
R2	3,046,541,602	1,049,910,477	5,288,654	34.46	34.29
R3	2,839,582,972	800,544,040	2,999,788	28.19	28.09
R4	2,313,786,745	716,106,362	2,849,056	30.95	30.83
R5	2,284,629,813	817,467,228	5,036,901	35.78	35.56

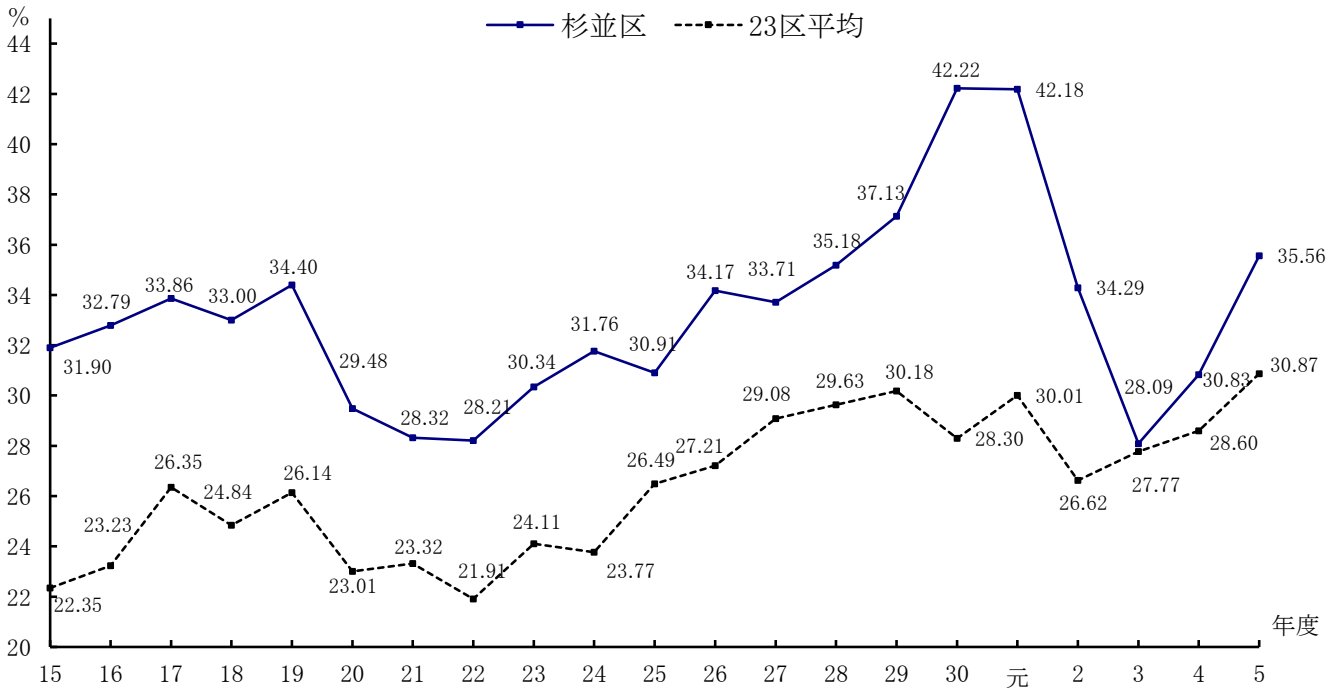
※調定額は、現年分、滞納繰越分ともに居所不明分を差し引いた金額である。

(3) 保険料収納率の推移

ア 現年分



イ 滞納繰越分



(4) 均等割、所得割、限度額世帯の世帯割合と保険料負担割合(当初賦課)

ア 世帯構成別の世帯数(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	世帯	構成比	世帯	構成比	世帯	構成比	
令和2年度	41,531	45.62%	47,104	51.74%	2,400	2.64%	91,035
令和3年度	40,005	44.25%	47,932	53.02%	2,468	2.73%	90,405
令和4年度	39,822	45.74%	44,171	50.73%	3,073	3.53%	87,066
令和5年度	41,296	48.67%	41,065	48.40%	2,490	2.93%	84,851
令和6年度	38,181	45.17%	42,884	50.74%	3,456	4.09%	84,521

※基礎賦課額(医療分)

イ 世帯構成別の調定額(当初賦課)

	均等割のみの世帯		所得割のある世帯		限度額の世帯		合 計
	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	
令和2年度	1,893,774	12.19%	11,419,312	73.50%	2,222,524	14.31%	15,535,610
令和3年度	1,701,895	11.10%	11,303,428	73.74%	2,323,896	15.16%	15,329,219
令和4年度	1,693,845	10.75%	11,164,464	70.87%	2,896,348	18.38%	15,754,657
令和5年度	1,828,185	11.97%	11,093,396	72.63%	2,352,213	15.40%	15,273,794
令和6年度	1,994,810	11.72%	11,923,145	70.02%	3,108,777	18.26%	17,026,732

※基礎賦課額(医療分)、介護納付金賦課額(介護分)及び後期高齢者支援金賦課額(支援金分)の合算額

(5) 保険料(現年分)負担額状況

年度	調定額		1人あたり収納額 円
	1世帯あたり 円	1人あたり 円	
元	175,295	130,945	112,919
2	174,544	130,986	116,283
3	178,947	135,189	123,507
4	187,220	143,172	128,803
5	183,899	142,355	128,708

(6) 保険料(均等割額)減額賦課状況

年 度	賦課期日被保険者		7割減額		5割減額		2割減額		合計		軽減額合計 円
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	
元	93,323	125,323	23,902	27,924	6,996	10,545	5,994	9,472	36,892	47,941	1,650,903,006
			25.61%	22.28%	7.50%	8.41%	6.42%	7.56%	39.53%	38.25%	
2	91,035	121,600	28,014	32,743	8,475	12,565	7,137	11,080	43,626	56,388	1,990,148,298
			30.77%	26.93%	9.31%	10.33%	7.84%	9.11%	47.92%	46.37%	
3	88,953	118,118	27,429	32,183	8,346	12,310	6,986	10,811	42,761	55,304	1,556,515,427
			30.84%	27.25%	9.38%	10.42%	7.85%	9.15%	48.07%	46.82%	
4	87,042	114,365	29,599	34,366	7,846	11,512	6,503	9,919	43,948	55,797	1,636,562,113
			34.01%	30.05%	9.01%	10.07%	7.47%	8.67%	50.49%	48.79%	
5	84,904	110,385	30,561	35,092	7,583	11,164	6,243	9,531	44,387	55,787	1,766,226,396
			35.99%	31.79%	8.93%	10.11%	7.35%	8.63%	52.28%	50.54%	

%表示は構成比

(事業月報 退職者分含む)

(7) 未就学児に係る均等割保険料軽減

年 度	軽減内容		
	世帯数	人員	軽減金額
4	2,146	2,628	44,513,822
5	2,097	2,546	44,908,792

※未就学児に係る均等割保険料軽減は、令和4年度より実施。

※各年度末時点で6歳以下の国民健康保険被保険者の均等割保険料を5割減額。

(8) 保険料一般減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
元	541	26,214,272	43	2,161,874	584	28,376,146
2	549	23,812,391	36	1,658,974	585	25,471,365
3	547	26,984,083	27	1,800,361	574	28,784,444
4	288	6,417,727	39	2,082,450	327	8,500,177
5	272	6,306,455	35	2,485,656	307	8,792,111

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況

年 度	減 額		免 除		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
2	2,950	275,305,458	1,761	288,876,139	4,711	564,181,597
3	464	84,344,803	867	129,817,130	1,331	214,161,933
4	194	36,181,882	353	50,183,172	547	86,365,054

※令和2年度分には、令和元年度(2月期及び3月期のみ)分の減免を含む。

※新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免は、令和4年度まで実施。

7. 国保財政

(1) 令和5年度決算収支状況

ア 歳入

科 目	予算現額	収入済額	予算現額に 対する増減	収入済額 構成比	1人当り 収入額	
	円	円	円	%	円	
国民健康保険料	14,846,894,000	14,838,655,364	△ 8,238,636	27.55	136,012	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	144,000	144,000	0	0.00	1
	出産育児一時金臨時補助金	1,164,000	1,581,000	417,000	0.00	14
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	399,000	399,000	0	0.00	4
	計	1,707,000	2,124,000	417,000	0.00	19
都支支出金	保険給付費等交付金 普通交付金	31,463,553,000	30,981,169,440	△ 482,383,560	57.52	283,976
	保険給付費等交付金 特別交付金	535,101,000	505,193,000	△ 29,908,000	0.94	4,631
	計	31,998,654,000	31,486,362,440	△ 512,291,560	58.46	288,606
繰入金	保険基盤安定繰入金	2,833,056,000	2,833,054,981	△ 1,019	5.26	25,968
	未就学児均等割保険料繰入金	45,259,000	45,258,826	△ 174	0.08	415
	その他一般会計繰入金	3,665,142,000	3,665,142,000	0	6.81	33,595
	産前産後保険料繰入金	2,399,000	4,008,689	1,609,689	0.01	37
	計	6,545,856,000	6,547,464,496	1,608,496	12.16	60,015
繰越金	892,565,000	892,565,979	979	1.66	8,181	
その他の収入	62,633,000	89,824,201	27,191,201	0.17	823	
合 計	54,348,309,000	53,856,996,480	△ 491,312,520	100	493,657	

イ 歳 出

科 目	予算現額	支出済額	残 額	支出済額 構成比	1人当り 支出額	
	円	円	円	%	円	
総 務 費	1,155,742,000	1,097,062,108	58,679,892	2.07	10,056	
保 険 給 付 費	療養給付費	27,166,947,000	26,413,655,263	753,291,737	49.82	242,109
	療 養 費	379,184,000	369,248,179	9,935,821	0.70	3,385
	審査支払手数料	74,424,000	73,670,473	753,527	0.14	675
	高額療養費	3,791,608,000	3,727,362,439	64,245,561	7.03	34,165
	移 送 費	2,000	0	2,000	0	0
	出産育児諸費	166,070,000	149,672,805	16,397,195	0.28	1,372
	葬 祭 費	34,666,000	31,850,000	2,816,000	0.06	292
	結核・精神医療給付金	51,388,000	49,799,430	1,588,570	0.09	456
	傷病手当金	3,000,000	1,157,849	1,842,151	0.00	11
	計	31,667,289,000	30,816,416,438	850,872,562	58.13	282,465
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医療給付費分	13,758,227,000	13,758,225,633	1,367	25.95	126,109
	後期高齢者支援金等分	4,455,552,000	4,455,551,523	477	8.40	40,840
	介護納付金分	1,788,678,000	1,788,677,106	894	3.37	16,395
	計	20,002,457,000	20,002,454,262	2,738	37.73	183,344
共同事業拠出金	6,000	1,170	4,830	0.00	0	
保健事業費	645,608,000	433,816,859	211,791,141	0.82	3,976	
その他の支出	677,207,000	665,023,186	12,183,814	1.25	6,096	
予 備 費	200,000,000	0	200,000,000	0	0	
合 計	54,348,309,000	53,014,774,023	1,333,534,977	100	485,937	

(2) 国保財政状況

了 歳 入

年 度	保 険 料		国庫支出金		都支出金		繰 入 金		繰 越 金		そ の 他		合 計	
	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %	収入額	対前年 伸 率 %
元	15,248,478	△ 2.42	618	8.61	32,481,171	△ 0.21	5,415,935	△ 0.01	208,949	△ 80.68	57,776	△ 6.94	53,412,927	△ 2.42
2	14,951,023	△ 1.95	325,510	52.571.52	31,199,175	△ 3.95	4,984,558	△ 7.96	366,507	75.41	95,482	65.26	51,922,254	△ 2.79
3	15,084,031	0.89	132,872	△ 59.18	32,457,461	4.03	4,229,853	△ 15.14	1,160,709	216.69	96,867	1.45	53,161,793	2.39
4	15,165,821	0.54	195	△ 99.85	32,121,668	△ 1.03	4,523,284	6.94	1,200,791	3.45	80,379	△ 17.02	53,092,138	△ 0.13
5	14,838,655	△ 2.16	2,124	989.23	31,486,362	△ 1.98	6,547,465	44.75	892,566	△ 25.67	89,824	11.75	53,856,996	1.44

イ 歳 出

年 度	総 務 費		保険給付費		国民健康保険 事業費納付金		共同事業拠出金		保健事業費		そ の 他		合 計	
	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %	支出額	対前年 伸 率 %
元	1,003,715	△ 4.24	31,863,477	△ 0.10	19,289,367	△ 3.89	5	△ 16.67	499,682	△ 9.12	390,174	△ 59.58	53,046,420	△ 2.72
2	1,058,491	5.46	30,119,281	△ 5.47	18,735,816	△ 2.87	5	0.00	477,261	△ 4.49	370,690	△ 4.99	50,761,544	△ 4.31
3	1,090,144	2.99	31,496,337	4.57	18,330,253	△ 2.16	0	-	479,792	0.53	564,477	52.28	51,961,002	2.36
4	1,038,405	△ 4.75	31,186,578	△ 0.98	18,909,873	3.16	0	-	494,095	2.98	570,619	1.09	52,199,572	0.46
5	1,097,062	5.65	30,816,416	△ 1.19	20,002,454	5.78	1	-	433,817	△ 12.20	665,023	16.54	53,014,774	1.56

(3) 1世帯当り費目別状況

ア 歳入

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	保険料	国 支 出 庫 金	都支出金	繰入金	繰越金	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
元	165,645 28.55%	7 0.00%	352,845 60.81%	58,834 10.14%	2,270 0.39%	628 0.11%	580,228 100%
2	166,366 28.80%	3,622 0.63%	347,167 60.09%	55,465 9.60%	4,078 0.71%	1,062 0.18%	577,761 100%
3	172,224 28.37%	1,517 0.25%	370,587 61.05%	48,295 7.96%	13,253 2.18%	1,106 0.18%	606,981 100%
4	176,507 28.57%	2 0.00%	373,847 60.50%	52,644 8.52%	13,975 2.26%	935 0.15%	617,911 100%
5	175,911 27.55%	25 0.00%	373,269 58.46%	77,620 12.16%	10,581 1.66%	1,065 0.17%	638,472 100%

イ 歳出

〔上段:金額
下段:構成比〕

年度	総務費	保 給 付 費 給 付 費	国民健康 保 険 事 業 費 納 付 金	共 同 事 業 拠 出 金	保 事 業 健 費	その他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
元	10,903 1.89%	346,135 60.07%	209,542 36.36%	0 0.00%	5,428 0.94%	4,238 0.74%	576,247 100%
2	11,778 2.09%	335,150 59.33%	208,482 36.91%	0 0.00%	5,311 0.94%	4,125 0.73%	564,846 100%
3	12,447 2.10%	359,613 60.62%	209,288 35.28%	0 0.00%	5,478 0.92%	6,445 1.09%	593,270 100%
4	12,085 1.99%	362,964 59.74%	220,082 36.23%	0 0.00%	5,751 0.95%	6,641 1.09%	607,523 100%
5	13,006 2.07%	365,327 58.13%	237,128 37.73%	0 0.00%	5,143 0.82%	7,884 1.25%	628,487 100%

(4) 被保険者1人当り費目別状況

〔 上段：金額
下段：構成比〕

ア 歳 入

年度	保 険 料	国 庫 支 出 金	都 支 出 金	繰 入 金	繰 越 金	そ の 他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
元	123,662 28.55%	5 0.00%	263,415 60.81%	43,922 10.14%	1,695 0.39%	469 0.11%	433,167 100%
2	124,792 28.80%	2,717 0.63%	260,410 60.09%	41,605 9.60%	3,059 0.71%	797 0.18%	433,379 100%
3	130,018 28.37%	1,145 0.25%	279,770 61.05%	36,460 7.96%	10,005 2.18%	835 0.18%	458,232 100%
4	134,835 28.57%	2 0.00%	285,584 60.50%	40,215 8.52%	10,676 2.26%	715 0.15%	472,027 100%
5	136,012 27.55%	19 0.00%	288,606 58.46%	60,015 12.16%	8,181 1.66%	823 0.17%	493,657 100%

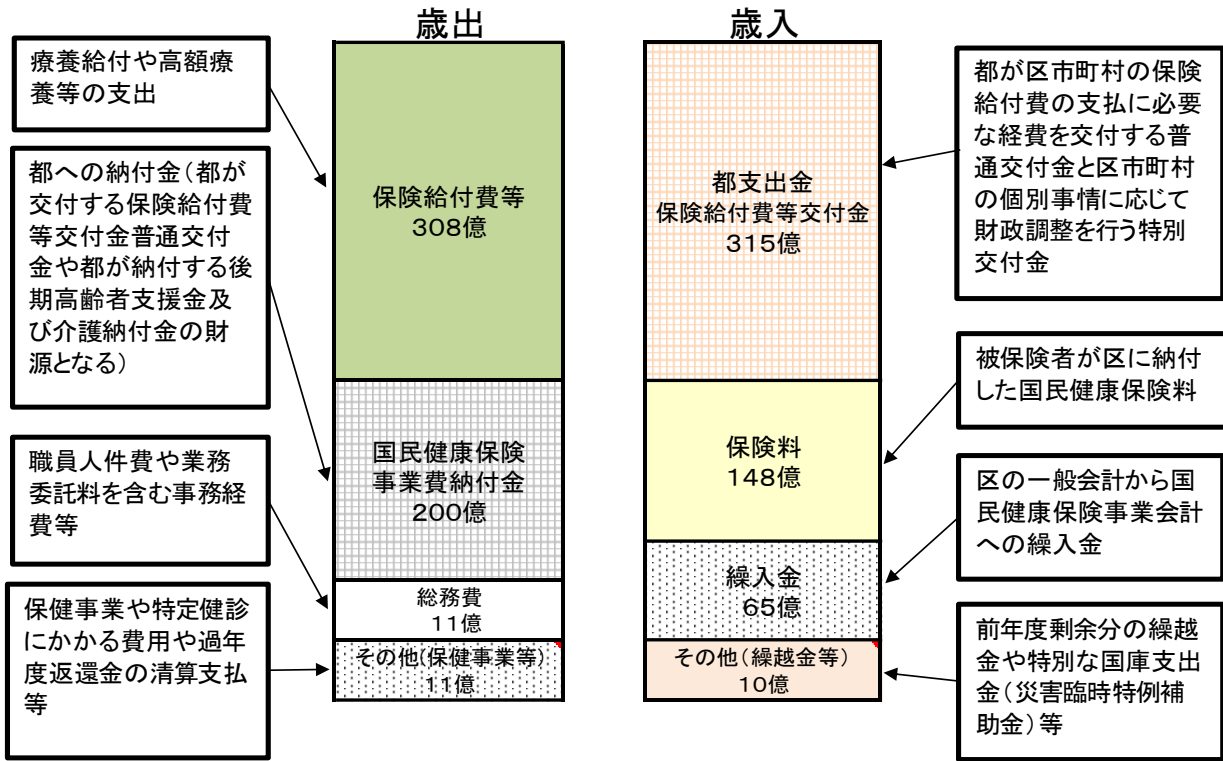
〔 上段：金額
下段：構成比〕

イ 歳 出









年度	総 務 費	保 給 付 費	国民健康 保険事業 費納付金	共 同 事 業 拠 出 金	保 事 業 健 費	そ の 他	合 計
	円	円	円	円	円	円	円
元	8,140 1.89%	258,406 60.07%	156,432 36.36%	0 0.00%	4,052 0.94%	3,164 0.74%	430,194 100%
2	8,835 2.09%	251,396 59.33%	156,382 36.91%	0 0.00%	3,984 0.94%	3,094 0.73%	423,691 100%
3	9,397 2.10%	271,485 60.62%	157,999 35.28%	0 0.00%	4,136 0.92%	4,866 1.09%	447,882 100%
4	9,232 1.99%	277,271 59.74%	168,122 36.23%	0 0.00%	4,393 0.95%	5,073 1.09%	464,091 100%
5	10,056 2.07%	282,465 58.13%	183,344 37.73%	0 0.00%	3,976 0.82%	6,096 1.25%	485,937 100%

※「7. 国保財政」の(1)～(4)については、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

令和5年度国民健康保険事業会計の概要



令和5年度の国民健康保険事業の経費を1,000円あたりに換算してみました。

<p>国保加入者が病院等にかかった費用額のうち、保険者が負担した額</p> <p>575.6円</p> 	<p>医療給付費分として東京都に納付した額</p> <p>259.5円</p> 	<p>後期高齢者支援金分として東京都に納付した額</p> <p>84.0円</p> 	<p>介護納付金分として東京都に納付した額</p> <p>33.7円</p> 
<p>職員人件費、納付書等の印刷や郵送料、広報紙の作成など、国保事業の運営に要した額</p> <p>20.7円</p> 	<p>出産や死亡に対して給付した額</p> <p>3.4円</p> 	<p>医療機関等から請求されたレセプト内容の審査や、支払いなどに要した額</p> <p>1.4円</p> 	<p>特定健診・保健指導などの保健事業、結核・精神医療給付・傷病手当金などに要した額</p> <p>21.7円</p> 

8. 保健事業

糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、健診・医療情報等のデータ分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査等実施計画やデータヘルス計画を策定し、被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を目指した保健事業を推進しています。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上の国民健康保険被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、中長期的には医療費の増加を抑えることを目的とした国保特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

① 特定健康診査

年度	対象者数	受診者数	受診率
5	63,501人	26,919人	42.4%

② 特定保健指導

年度	種別	対象者数	支援終了者数	終了率
5	動機付け支援	1,918人	171人	8.9%
	積極的支援	823人	37人	4.5%

※特定健康診査受診者数、特定保健指導は、国保連システム8月進捗・実績管理表による。

(2) 特定健康診査受診勧奨

特定健康診査の未受診者に対し、健診の必要性が認識できるよう受診行動につながる勧奨を実施し、受診率の向上を図っています。

年度	種別	勧奨実施数
5	特定健康診査受診勧奨	4,203人

(3) 医療機関受診勧奨

特定健康診査結果データから医療機関への受診が必要な方に対し、文書で医療機関受診勧奨を行っています。

年度	種別	勧奨実施数
5	受診勧奨	1,055人

(4) 糖尿病腎症等重症化予防プログラム事業

特定健康診査の結果から、糖尿病性腎症等の重症化により人工透析等の治療が必要

となる重篤な合併症の発症を予防するため、医療機関未受診者・受診中断者に対して、医療機関受診勧奨を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対しては、かかりつけ医と連携した個別支援プログラムを実施しています。

年度	種別	実施数
5	受診勧奨	100人
	参加勧奨	81人
	プログラム実施	2人

(5) 適正な受診・服薬の促進

重複・多剤服薬者に対し服薬啓発通知を送付し、服薬の適正化を図ることにより被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図ります。

年度	種別	実施数
5	重複・多剤服薬該当者	39人
	重複服薬のみの該当者	44人
	多剤服薬のみの該当者	17人

(6) 生活習慣病早期介入事業

健康意識の醸成と自発的な改善行動による生活習慣病の回避と被保険者の健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、過去の特定健康診査結果データを基に、AI（人工知能）を活用して将来の健診結果を予測して生活習慣病のリスクがある対象者を選定し、個別性を重視した生活改善を促すアドバイスシートを送付しています。

年度	実施者数
5	329人

(7) 生活習慣病予防イベント

生活習慣病の予防・改善、保健事業の理解促進等のため、パネル展示等のイベントを区役所ロビーで実施しました。

実施期間 5月31日～6月2日（計3日間）

(8) すごく健康チャレンジ事業

健康づくりに取り組む被保険者に対してインセンティブを提供することにより、「自らの健康は自らが作る」という意識を醸成し、健康無関心層を含めた生活習慣改善に向けたインセンティブ事業「すごく健康チャレンジ」を実施しています。

(9) 提携保養施設

全国の「亀の井ホテル等（旧かんぼの宿）」を利用する際、保険証の提示を要件として、割引料金（利用プランから、1人1泊につき500円引き）で利用できます。

(10) 温泉センター割引利用券の配布

数馬の湯、もえぎの湯、瀬音の湯、つるつる温泉の4か所の割引利用券を配布しています。（入館料金の補助 令和5年4月1日～令和6年3月31日）
（割引利用券事業は東京都国民健康保険団体連合会の事業）

(11) 医療費通知

被保険者に健康に対する認識を深めていただくこと等を目的として、かかった医療費を世帯主宛に通知しています。

① 通知内容

- ・受診年月に関する事。 ・受診した（施術を受けた）医療機関等の名称に関する事。
- ・受診者に関する事。 ・入院・通院・歯科・薬局・接骨の区別に関する事。
- ・医療費の額に関する事。 ・入院・通院の日数（薬局は回数）に関する事。

② 通知状況

年 度	対 象 月	通 知 月	通 知 世 帯 数	レセプト 件 数
元	平成30年11月から令和元年6月	11月	76,506	1,265,090
	令和元年7月から令和元年10月	2月	66,941	612,603
2	令和元年11月から令和2年6月	11月	73,683	1,129,017
	令和2年7月から令和2年10月	2月	65,067	564,327
3	令和2年11月から令和3年6月	11月	72,947	1,142,796
	令和3年7月から令和3年10月	2月	65,550	577,922
4	令和2年11月から令和3年6月	11月	73,421	1,140,671
	令和3年7月から令和3年10月	2月	63,713	568,058
5	令和4年11月から令和5年6月	11月	69,324	1,126,301
	令和5年7月から令和5年10月	2月	62,395	577,128

9. 趣旨普及

(1) 国保だより

号数	発行年月	部数	配布方法	主な内容
169号	5年5月	90,000	国保のてびきに同封し送付	<ul style="list-style-type: none"> ・国保のてびき等の送付について ・5年度保険料について ・資格の適正について ・保険料の納付について ・医療費の適正化について ・特定健康診査について
170号	5年8月	105,000	被保険者証（更新）に同封	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の更新について ・資格の適正について ・傷病手当金、限度額認定証について ・保険料の納付について ・特定健康診査・特定保健指導について ・インセンティブ事業について

(2) パンフレット

国保のてびき

発行年月	部数	配布方法	目的
5年5月	110,500	国保だよりを同封し送付 (新規加入者等は窓口配付)	国民健康保険制度周知

杉並区・国民健康保険の手引き（外国人向け案内冊子）

発行年月	部数	配布方法	目的
5年7月	5,000	窓口配布	外国人への国民健康保険制度周知

(3) ポスター

発行年月	部数	配布方法	目的
6年1月	1,400	区内医療機関に郵送、庁内などに 掲示	オンライン口座振替申請の紹介による国民健康保険料の収納率向上

(4) 事業概要（すぎなみの国保）

発行年月	部数	配布方法	目的
5年11月	250	関係各課、各機関等に配付	国民健康保険事業実績の周知

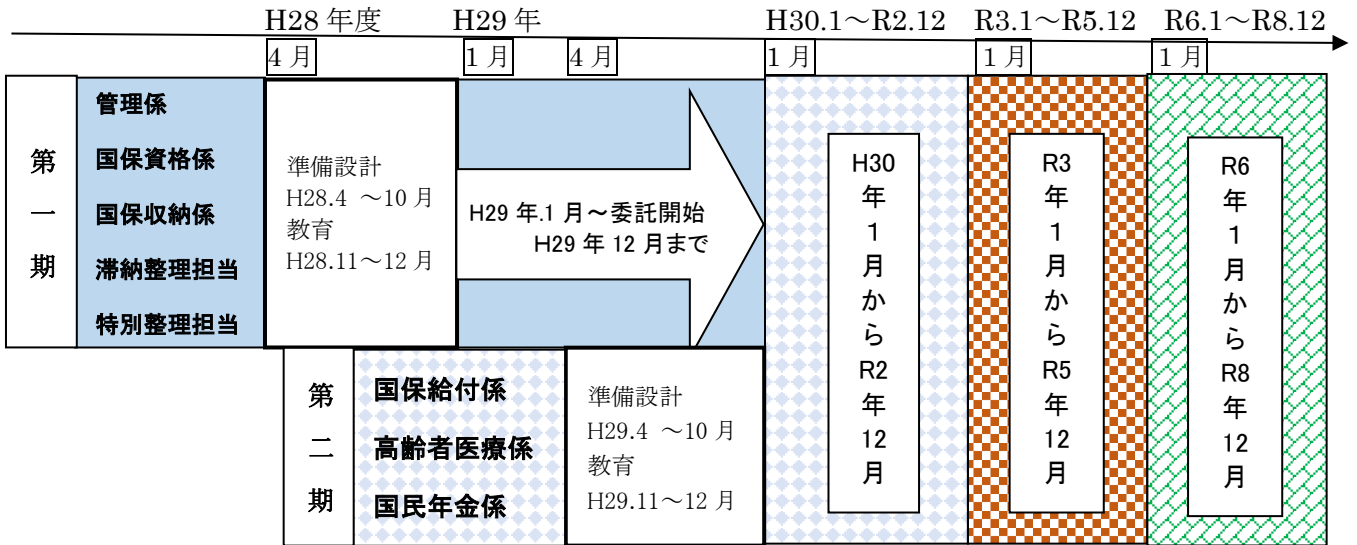
10. 国保年金課業務の外部委託の概要

国保年金課の業務のうち、公権力の行使にあたる業務、判断基準の定型化が困難な業務及び政策形成に関わる業務を除いた定型化が可能な業務を民間で実施可能な業務とし、その内容を民間の専門業者による業務分析により明確にしました。

業務分析結果に基づき、一定の専門性はあるが定型化の可能な業務については委託することとし、国保年金課の委託業務が広範囲に及ぶため、係単位別に段階を追って平成28年度中から外部委託を始め、平成30年1月からは課全体で外部委託を開始しました。

1 業務委託の開始時期

円滑な業務移管を行うため、平成28年度～29年度の2段階に分けて係毎に移管しました。



2 受託事業者

H30.1～R2.12まで (株)DACS、(株)ベルシステム24、(株)エヌ・ティ・ティ・データ共同事業体

(株)DACS	管理係、国保収納係、滞納整理・特別整理担当、国保給付係、国民年金係
(株)ベルシステム24	国保資格係、高齢者医療係
(株)エヌ・ティ・ティ・データ	運営管理事務局として全体とりまとめ

R3.1～ (株)ベルシステム24

3 主な委託範囲・・・窓口での申請受付や電話対応業務、システム入力などの内部処理業務を委託

係名	事業者へ委託する業務
管理係	提携保養施設等の案内、文書交換業務・郵送事務
国保資格係	資格・保険料に関する電話や窓口の問合せ対応、資格の取得や喪失等の届出・受付及びデータ入力
国保収納係	保険料の窓口収納、口座振替、還付・充当、年金特徴等収納事務に関する問合せ対応や通知書作成及びデータ入力
滞納整理担当 特別整理担当	保険料未納分に関する電話や窓口の問合せ対応、財産調査に関する資料作成及びデータ入力、統計資料作成
国保給付係	給付に関する電話や窓口での問合せ対応 療養費等の支払い及び不当利得事務に関する資料作成及びデータ入力
高齢者医療係	後期高齢者医療制度に関する電話や窓口での問合せ対応、資格等日次処理、還付処理等の資料作成及びデータ入力
国民年金係	国民年金に関する電話や窓口での問合せ対応 新規取得・種別変更や保険料免除申請等の事務やチェック作業等

11. 国保のあゆみ（平成12年以降）

年 月	主 な 事 項
12. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>（1） 保険料の賦課額の改定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の187を100分の194に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の14を新設 均等割額 7,200円を新設 限度額 70,000円を新設</p> <p>（3） 基礎賦課総額の新設</p> <p>介護納付金賦課総額の新設</p>
4	<p>医療費改正（医科2.0%、歯科2.0%、調剤0.8%引き上げ）</p> <p>薬価基準7.0%引き下げ</p>
13. 1	<p>法の一部改正（1.1 施行）</p> <p>（1） 高額療養費の自己負担限度額1ヶ月63,600円を次のとおり改定</p> <p>一般世帯 63,600円＋（医療費－318,000円）×0.01</p> <p>上位所得者 121,800円＋（医療費－609,000円）×0.01</p> <p>特別区民税非課税世帯 35,400円のまま据え置き</p> <p>（2） 入院時の食事負担一日760円を一日780円に改定</p> <p>（3） 海外療養費の新設</p> <p>（4） 住所地特例の拡大 長期入院した場合も住所地特例とする</p>
3	<p>条例の一部改正（13.4.1 施行）</p> <p>（1） 運営協議会の会議の公開を規定</p> <p>（2） 保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 26,100円を27,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の14を100分の19に改定 均等割額 7,200円を8,100円に改定</p> <p>（3） 医療分保険料の賦課割合67：33を66：34に改定</p> <p>国民健康保険出産費資金貸付基金条例の制定（13.3.15 施行）</p>
14. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 保険料賦課総額の賦課割合66：34を64：36に改定</p> <p>介護分 均等割額8,100円を7,800円に改定</p>

<p>14.4</p> <p>10</p>	<p>医療費改定 医科 1.3%、歯科 1.3%、調剤 1.3%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.4%引き下げ (4.1 改定)</p> <p>法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 3歳未満の乳幼児の一部負担金の割合を3割から2割に引き下げ 老人保健制度の対象年齢が75歳に引き上げられることに伴い、70歳以上の被保険者の一部負担金の割合は、所得に応じて1割又は2割の負担に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <table border="0"> <tr> <td>一般世帯</td> <td>72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01</td> </tr> <tr> <td>上位所得者</td> <td>139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01</td> </tr> </table> <p>70歳以上</p> <table border="0"> <tr> <td>外来 (個人ごと)</td> <td>外来・入院 (世帯単位)</td> </tr> <tr> <td>一定以上所得者</td> <td>40,200円</td> <td>70歳未満一般と同じ</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>40,200円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </table> <p>3 退職被保険者等に係る老人医療拠出金は、退職者医療制度で2分の1から全額負担に改正</p>	一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01	上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01	外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)	一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ	一般	12,000円	40,200円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	
一般世帯	72,300円 + (医療費 - 361,500円) × 0.01																			
上位所得者	139,800円 + (医療費 - 699,000円) × 0.01																			
外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯単位)																			
一定以上所得者	40,200円	70歳未満一般と同じ																		
一般	12,000円	40,200円																		
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																		
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																		
<p>15.3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 賦課方式の変更 年2回4月、7月に算出していた方法から、6月に当該年度住民税による年1回の算出、賦課方式に変更。</p> <p>2 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の194を100分の204に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,300円を29,400円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分19を100分の23に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>7,800円を9,000円に改定</td> </tr> </table> <p>法施行規則の一部改正 被保険者証を一人1枚のカード様式に変更 (4.1の更新時より)</p> <p>法の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 退職被保険者等の一部負担割合の変更</p> <table border="0"> <tr> <td>退職被保険者本人</td> <td>外来 2割</td> <td>入院 2割</td> <td rowspan="2">} を全て3割に引き上げ</td> </tr> <tr> <td>退職被保険者の被扶養者</td> <td>外来 3割</td> <td>入院 2割</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100分の194を100分の204に改定		均等割額	27,300円を29,400円に改定	介護分	所得割料率	100分19を100分の23に改定		均等割額	7,800円を9,000円に改定	退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ	退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割
医療分	所得割料率	100分の194を100分の204に改定																		
	均等割額	27,300円を29,400円に改定																		
介護分	所得割料率	100分19を100分の23に改定																		
	均等割額	7,800円を9,000円に改定																		
退職被保険者本人	外来 2割	入院 2割	} を全て3割に引き上げ																	
退職被保険者の被扶養者	外来 3割	入院 2割																		

15. 6	<p>2 高額療養費の自己負担限度額を変更</p> <p>70歳未満</p> <p>一般世帯 72,300円 + (医療費 - 241,000円) × 0.01</p> <p>上位所得者 139,800円 + (医療費 - 466,000円) × 0.01</p> <p>3 保険料徴収事務を私人(コンビニエンスストア等)に委託できるように改正</p> <p>全国で初めてコンビニエンスストアでの国民健康保険料の納付を開始</p>
16. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の204を100分の208に改定</p> <p>均等割額 29,400円を30,200円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の23から100分の25に改定</p> <p>均等割額 9,000円から10,800円に改定</p> <p>4 医療費改定 薬価基準 1.0%引き下げ(4.1 改定)</p>
17. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 均等割額 30,200円を32,100円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の25から100分の32に改定</p> <p>均等割額 10,800円から12,000円に改定</p> <p>4 法の一部改正(4.1 施行)</p> <p>市区町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国庫負担を見直し、都道府県負担を導入</p> <p>5 画像レセプト情報管理システムの導入</p> <p>資格・内容点検、過誤・再審査申出等の給付事務を効率的に行うため、画像レセプト情報管理システムを導入した。</p>
18. 3	<p>条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の208を100分の182に改定</p> <p>均等割額 32,100円を33,300円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の32から100分の36に改定</p>

<p>18. 4</p>	<p>医療費改定 医科 1.5% 歯科 1.5% 調剤 0.6%引き下げ (4.1 改定) 薬価基準 1.8%引き下げ (4.1 改定) 精神医療給付金の対象者と給付額の改定 入院時食事療養費の標準負担額が、1日 780 円から 1食 260 円に改定</p> <p>6 健康保険法等の一部を改正する法律 (医療制度改革法案) の成立</p> <p>10 法の一部改正 (10.1 施行)</p> <p>1 一部負担金の割合の変更 70 歳以上の被保険者の一部負担金の割合を所得に応じて 2 割から 3 割に改正</p> <p>2 高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>70 歳未満</p> <p>一般世帯 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 上位所得者 150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 0.01</p> <p>70 歳以上 外来 外来・入院 (世帯単位)</p> <p>一定以上所得者 44,400 円 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01 一般世帯 変更なし 44,400 円</p> <p>3 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費と入院時生活療養費を新設</p> <p>4 人工透析を必要とする 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額を 10,000 円から 20,000 円に改定</p>
<p>19. 3</p>	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 182 を 100 分の 124 に改定 均等割額 33,300 円を 35,100 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 36 を 100 分の 20 に改定 限度額を 80,000 円から 90,000 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>地方税法の改正による税率変更の影響を緩和するため、課税総所得金額 700 万円以下の場合は、課税総所得金額の 2.5% (上限 5 万円) を住民税所得割額から控除し、保険料を算定する措置を設けた。</p> <p>4 法施行規則の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>70 歳未満の被保険者の入院時に係る高額療養費の現物給付制度を導入。 出産育児一時金の受取代理の実施 被保険者の出産に伴う一時的な費用負担を軽減する制度として、出産育児一時金受取代理制度を導入。</p>

20. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 124 を 100 分の 90 に改定 均等割額 35,100 円を 28,800 円に改定 限度額 530,000 円を 470,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <p>所得割料率 100 分の 27 とする。 均等割額 8,100 円とする。 限度額 120,000 円とする。</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 20 を 100 分の 18 に改定 均等割額 12,000 円を 11,100 円に改定</p> <p>2 緩和措置の適用</p> <p>平成 19 年度に引き続き、緩和措置を実施。</p> <p>3 後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定同一世帯所属者に係る保険料の減額 ・ 旧健康保険被扶養者に係る保険料の減免
4	<p>後期高齢者医療制度の創設</p> <p>75 歳以上の被保険者（寝たきりなどの障害がある 65 歳以上で認定を受けた者）は、国民健康保険適用の対象外となる。</p> <p>法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>一部負担金の割合の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 歳未満の負担割合「2 割」の対象を義務教育就学前（6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）に拡大。 ・ 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた割合を「1 割」から「2 割」に改正。（ただし、平成 20 年 4 月から平成 21 年 3 月までの一年間、負担割合を 1 割に凍結。自己負担限度額も同様に据え置く。） ・ 入院時生活療養費の適用を 70 歳から 65 歳に改正 ・ 高額医療・高額介護合算制度の新設 ・ 退職者医療制度の廃止 <p>経過措置として、平成 26 年度中までは新規適用を行い、平成 27 年度以降は、退職被保険者全員が 65 歳到達等で一般被保険者となるまで制度を存続する。</p> <p>医療費改定 医科 0.42% 歯科 0.42% 調剤 0.17% 引き上げ（4.1 改定） 薬価基準 1.1% 引き下げ（4.1 改定）</p>
6	<p>特定健康診査の健診開始（40 歳から 74 歳までの被保険者対象）</p>

20. 10	<p>滞納者への納付勧奨を電話で行う「納付センター」を開設 (同時に滞納整理システム稼働)</p> <p>特定保健指導開始(特定健康診査の結果、国が定めた基準により、メタボリックシンドロームが強く疑われる方と予備群の方が対象)</p>																		
21. 1	<p>「産科医療補償制度」開始に伴い、出産育児一時金を350,000円から380,000円に改定 法施行令等の一部改正(1.1 施行)</p> <p>75歳到達により後期高齢者医療制度に移行した被保険者等の自己負担限度額を移行月(1日除く)のみ1/2に改正</p> <p>3 条例の一部改正(4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="491 815 1233 898"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の90を100分の68に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>28,800円を27,600円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分を創設</p> <table border="0" data-bbox="628 958 1233 1041"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の27を100分の26に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,100円を9,600円に改定</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="491 1055 1233 1137"> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の18を100分の12に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>90,000円を100,000円に改定</td> </tr> </table> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成20年度1割に凍結したが、さらに平成22年3月までの1年間継続</p> <p>10 出産育児一時金</p> <p>妊産婦の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするための緊急の少子化対策として、出産育児一時金を380,000円から420,000円に改定するとともに、医療機関等への直接支払制度を開始</p> <p>国民健康保険料の年金からの引き落とし(特別徴収)を開始。国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住民税を合わせたオンライン画面を作成し、問い合わせにワンストップで対応</p>	医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定		均等割額	28,800円を27,600円に改定		所得割料率	100分の27を100分の26に改定		均等割額	8,100円を9,600円に改定	介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定		限度額	90,000円を100,000円に改定
医療分	所得割料率	100分の90を100分の68に改定																	
	均等割額	28,800円を27,600円に改定																	
	所得割料率	100分の27を100分の26に改定																	
	均等割額	8,100円を9,600円に改定																	
介護分	所得割料率	100分の18を100分の12に改定																	
	限度額	90,000円を100,000円に改定																	
22. 1	<p>税申告の保険料控除記載時などの参考資料として、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の年内納付額を記載した通知を送付</p>																		

22. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 68 を 100 分の 80 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>27,600 円を 31,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>470,000 円を 500,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 26 を 100 分の 23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>9,600 円を 8,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000 円を 130,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 12 を 100 分の 16 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>11,100 円を 12,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料減額</p> <p>応益割合にかかわらず、7 割、5 割、2 割減額を一律導入</p> <p>3 旧健康保険被扶養者に係る保険料の条例減免を継続</p> <p>旧健康保険被扶養者に係る 2 年間の経過措置である保険料減免の取り扱いを平成 25 年 3 月 31 日まで延長</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 21 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 23 年 3 月までの 1 年間継続</p> <p>医療費改定 医科 1.74% 歯科 2.09% 調剤 0.52%引き上げ 薬価基準 1.36%引き下げ</p> <p>6 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置</p> <p>非自発的失業者が、失業時からその翌年度までの間、前年度の給与所得を 30/100 として保険料を計算する軽減措置の受付を開始。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得 30/100 として計算</p>	医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定		均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定		限度額	470,000 円を 500,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定		均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定		限度額	120,000 円を 130,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定		均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 68 を 100 分の 80 に改定																										
	均等割額	27,600 円を 31,200 円に改定																										
	限度額	470,000 円を 500,000 円に改定																										
後期高齢者支援金分																												
	所得割料率	100 分の 26 を 100 分の 23 に改定																										
	均等割額	9,600 円を 8,700 円に改定																										
	限度額	120,000 円を 130,000 円に改定																										
介護分	所得割料率	100 分の 12 を 100 分の 16 に改定																										
	均等割額	11,100 円を 12,000 円に改定																										

<p>23. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料賦課方式の変更と保険料軽減の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料賦課の所得割算定方式を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更 ・賦課方式変更に伴い、保険料負担の増加する階層が生じることから、平成 23 年度と平成 24 年度の 2 年間、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の 1.5 倍を超える場合を対象に、3 段階の区分で保険料を軽減する経過措置を設ける <p>2 保険料の改定</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">医療分</td> <td style="padding-right: 10px;">所得割料率</td> <td>100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>500,000 円を 510,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>130,000 円を 140,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">介護分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,000 円を 13,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>出産育児一時金の支給額</p> <p>平成 23 年 4 月以降も現行の 42 万円を維持する。小規模な診療所・助産所等を対象に従来の受取代理制度を復活</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成 20 年 4 月に 70 歳から 74 歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成 22 年度 1 割に凍結したが、さらに平成 24 年 3 月までの 1 年間継続</p>	医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定		限度額	500,000 円を 510,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定		限度額	130,000 円を 140,000 円に改定	介護分				所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定		均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定						
医療分	所得割料率	100 分の 80 を 100 分の 6.13 に改定																																
	限度額	500,000 円を 510,000 円に改定																																
後期高齢者支援金分																																		
	所得割料率	100 分の 23 を 100 分の 1.96 に改定																																
	限度額	130,000 円を 140,000 円に改定																																
介護分																																		
	所得割料率	100 分の 16 を 100 分の 0.98 に改定																																
	均等割額	12,000 円を 13,200 円に改定																																
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																																
<p>24. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">医療分</td> <td style="padding-right: 10px;">所得割料率</td> <td>100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>31,200 円を 30,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>8,700 円を 10,200 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;">介護分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>13,200 円を 14,100 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>100,000 円を 120,000 円に改定</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定		均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定		限度額	510,000 円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定		均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定		限度額	140,000 円で前年度と同	介護分				所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定		均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定		限度額	100,000 円を 120,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.13 を 100 分の 6.28 に改定																																
	均等割額	31,200 円を 30,000 円に改定																																
	限度額	510,000 円で前年度と同																																
後期高齢者支援金分																																		
	所得割料率	100 分の 1.96 を 100 分の 2.23 に改定																																
	均等割額	8,700 円を 10,200 円に改定																																
	限度額	140,000 円で前年度と同																																
介護分																																		
	所得割料率	100 分の 0.98 を 100 分の 1.38 に改定																																
	均等割額	13,200 円を 14,100 円に改定																																
	限度額	100,000 円を 120,000 円に改定																																

24. 4	<p>2 保険料軽減の経過措置 前年度の賦課方式変更に伴い、住民税非課税と「旧ただし書き所得」が課税標準額の1.5倍を超える場合を対象に、3段階の区分で保険料を軽減する経過措置を前年度に引続き設ける</p> <p>法施行規則の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 高額療養費の現物給付制度について、従前からの入院に加え外来を対象とする。</p> <p>2 高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続 平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成25年3月までの1年間継続</p> <p>3 医療費改定 医科1.55% 歯科1.7% 調剤0.46%引き上げ（4.1改定） 薬価基準1.38%引き下げ（4.1改定）</p>																											
25. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0" data-bbox="491 994 1278 1122"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の6.28を100分の6.02に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>30,000円を30,600円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0" data-bbox="628 1182 1278 1310"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.23を100分の2.34に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,200円を10,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0" data-bbox="628 1328 1278 1456"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の1.38を100分の1.64に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,100円を15,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>120,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 住民税非課税者の保険料軽減措置 平成23年度の賦課方式変更に伴う経過措置は終了とする。新たに「住民税非課税者」を対象に25年度、26年度の2年間、減額措置を実施する。</p> <p>3 国保から後期高齢者医療制度に移行した方のいる世帯の保険料軽減特例措置 移行して5年以内の方を対象としていたものを、移行した全ての方を対象とするよう改定する。</p> <p>高額療養費資金及び出産費資金貸付基金の見直し 介護保険高額介護サービス費等資金貸付基金と統合し、かつ基金額を1千万円とした。介護貸付基金は廃止する。</p>	医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定		均等割額	30,000円を30,600円に改定		限度額	510,000円で前年度と同		所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定		均等割額	10,200円を10,800円に改定		限度額	140,000円で前年度と同		所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定		均等割額	14,100円を15,000円に改定		限度額	120,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の6.28を100分の6.02に改定																										
	均等割額	30,000円を30,600円に改定																										
	限度額	510,000円で前年度と同																										
	所得割料率	100分の2.23を100分の2.34に改定																										
	均等割額	10,200円を10,800円に改定																										
	限度額	140,000円で前年度と同																										
	所得割料率	100分の1.38を100分の1.64に改定																										
	均等割額	14,100円を15,000円に改定																										
	限度額	120,000円で前年度と同																										

<p>25. 4</p> <p>10</p>	<p>高齢受給者証対象者の一部負担金割合変更の継続</p> <p>平成20年4月に70歳から74歳までの被保険者の一部負担金の所得に応じた負担割合を平成22年度1割に凍結したが、さらに平成26年3月までの1年間継続</p> <p>ジェネリック差額通知実施（25.7月調剤分）</p>
<p>26. 3</p> <p>4</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の6.02を100分の6.30に改定 均等割額 30,600円を32,400円に改定 限度額 510,000円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100分の2.34を100分の2.17に改定 均等割額 10,800円で前年度と同 限度額 140,000円を160,000円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.64を100分の1.56に改定 均等割額 15,000円を15,300円に改定 限度額 120,000円を140,000円に改定</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大 5割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 住民税非課税者の保険料軽減措置 25年度に引き続き26年度まで、「住民税非課税者」を対象に減額措置を実施する。</p> <p>4 高齢受給者証対象者の一部負担金割合の見直し 平成26年4月1日以降に70歳になる被保険者から、一部負担金の所得に応じた負担割合を2割または3割とする。ただし、それ以前に70歳になった被保険者で2割と判定された方は、1割のまま継続される。</p> <p>医療費改定（4.1 改定） 医科0.82% 歯科0.99% 調剤0.22%引き上げ 薬価基準0.63%引き下げ（4.1 改定）</p>

27. 1	<p>法施行令の一部改正（1.1 施行）</p> <p>① 70 歳未満の高額療養費の自己負担限度額を改正</p> <p>旧ただし書き所得 901 万円超 252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下 167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下 80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 0.01</p> <p>旧ただし書き所得 210 万円以下 57,600 円</p> <p>② 70 歳未満の高額介護合算療養費の自己負担限度額を改正</p> <table border="0"> <tr> <td>旧ただし書き所得 901 万円超</td> <td>2,120,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下</td> <td>1,410,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下</td> <td>670,000 円</td> </tr> <tr> <td>旧ただし書き所得 210 万円以下</td> <td>600,000 円</td> </tr> </table>	旧ただし書き所得 901 万円超	2,120,000 円	旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下	1,410,000 円	旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下	670,000 円	旧ただし書き所得 210 万円以下	600,000 円																						
旧ただし書き所得 901 万円超	2,120,000 円																														
旧ただし書き所得 600 万円～901 万円以下	1,410,000 円																														
旧ただし書き所得 210 万円～600 万円以下	670,000 円																														
旧ただし書き所得 210 万円以下	600,000 円																														
3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>32,400 円を 33,900 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>510,000 円を 520,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円を 170,000 円に改定</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,300 円を 14,700 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>140,000 円を 160,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯の拡大と減額判定基準額の引き上げ、また、2 割減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 財政運営の都道府県単位化の推進</p> <p>保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同安定化事業を恒久化する。</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定		均等割額	32,400 円を 33,900 円に改定		限度額	510,000 円を 520,000 円に改定	後期高齢者支援金分				所得割料率	100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	160,000 円を 170,000 円に改定	介護分	所得割料率	100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定		均等割額	15,300 円を 14,700 円に改定		限度額	140,000 円を 160,000 円に改定
医療分	所得割料率	100 分の 6.30 を 100 分の 6.45 に改定																													
	均等割額	32,400 円を 33,900 円に改定																													
	限度額	510,000 円を 520,000 円に改定																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100 分の 2.17 を 100 分の 1.98 に改定																													
	均等割額	10,800 円で前年度と同																													
	限度額	160,000 円を 170,000 円に改定																													
介護分	所得割料率	100 分の 1.56 を 100 分の 1.45 に改定																													
	均等割額	15,300 円を 14,700 円に改定																													
	限度額	140,000 円を 160,000 円に改定																													

<p>28. 3</p>	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>33,900 円を 35,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>520,000 円を 540,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>後期高齢者支援金分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>10,800 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000 円を 190,000 円に改定</td> </tr> </table> <p>介護分</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>14,700 円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>160,000 円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>3 保険料の減免の申請期限</p> <p>普通徴収の者は納期限前 7 日まで、特別徴収の者は特別徴収対象年金給付の直近の支払日 7 日前までを納期限とする。</p> <p>杉並区国民健康保険データヘルス計画(平成 27～29 年度)の策定</p> <p>4 法の一部改正（4.1 施行）</p> <p>入院時食事療養標準負担額の変更</p> <p>70 歳未満は 1 食 260 円を 360 円に引き上げ。住民税非課税世帯は、現行どおり。</p> <p>診療報酬改正（4.1 改正）</p> <p>内科 0.56%、歯科 0.61%、調剤 0.17%引き上げ</p> <p>薬価 1.22%引き下げ</p>	医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定		均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定		限度額	520,000 円を 540,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定		均等割額	10,800 円で前年度と同		限度額	170,000 円を 190,000 円に改定		所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定		均等割額	14,700 円で前年度と同		限度額	160,000 円で前年度と同
医療分	所得割料率	100 分の 6.45 を 100 分の 6.86 に改定																										
	均等割額	33,900 円を 35,400 円に改定																										
	限度額	520,000 円を 540,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.98 を 100 分の 2.02 に改定																										
	均等割額	10,800 円で前年度と同																										
	限度額	170,000 円を 190,000 円に改定																										
	所得割料率	100 分の 1.45 を 100 分の 1.41 に改定																										
	均等割額	14,700 円で前年度と同																										
	限度額	160,000 円で前年度と同																										
<p>29. 1</p>	<p>国保年金課業務の外部委託開始</p> <p>国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>3 条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>35,400 円を 38,400 円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>540,000 円で前年度と同</td> </tr> </table>	医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定		均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定		限度額	540,000 円で前年度と同																		
医療分	所得割料率	100 分の 6.86 を 100 分の 7.47 に改定																										
	均等割額	35,400 円を 38,400 円に改定																										
	限度額	540,000 円で前年度と同																										

29. 8	<p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の2.02を100分の1.96に改定</p> <p>均等割額 10,800円を11,100円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.41を100分の1.48に改定</p> <p>均等割額 14,700円を15,600円に改定</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p> <p>法施行令の一部改正（8.1施行）</p> <p>高額療養費の自己負担限度額について、70歳以上の課税世帯を段階的に引き上げる。</p>
30. 1 3	<p>国保年金課業務の外部委託を課全体として開始</p> <p>29.1～ 国保資格係、国保収納係、管理係の業務の一部</p> <p>30.1～ 国保給付係、高齢者医療係、国民年金係の業務の一部</p> <p>条例の一部改正（4.1施行）</p> <p>1 「国民健康保険運営協議会」を「杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。</p> <p>2 保険料の賦課総額について、国民健康保険事業費納付金をもとに算定する規定に改める。</p> <p>3 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の7.47を100分の7.32に改定</p> <p>均等割額 38,400円を39,000円に改定</p> <p>限度額 540,000円を580,000円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分</p> <p>所得割料率 100分の1.96を100分の2.22に改定</p> <p>均等割額 11,100円を12,000円に改定</p> <p>限度額 190,000円で前年度と同</p> <p>介護分 所得割料率 100分の1.48を100分の1.78に改定</p> <p>均等割額 15,600円で前年度と同</p> <p>限度額 160,000円で前年度と同</p> <p>4 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。</p>

30. 4	国民健康保険制度改革（4.1 施行） 財政運営の都道府県単位化等により財政基盤の安定化を推進
31. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.32 を 100 分の 7.25 に改定 均等割額 39,000 円を 39,900 円に改定 限度額 580,000 円を 610,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.22 を 100 分の 2.24 に改定 均等割額 12,000 円を 12,300 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 で前年度と同 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円で前年度と同 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。
令和 2. 3	条例の一部改正（4.1 施行） 1 保険料の改定 医療分 所得割料率 100 分の 7.25 を 100 分の 7.14 に改定 均等割額 39,900 円で前年度と同 限度額 610,000 円を 630,000 円に改定 後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.24 を 100 分の 2.29 に改定 均等割額 12,300 円を 12,900 円に改定 限度額 190,000 円で前年度と同 介護分 所得割料率 100 分の 1.78 を 100 分の 2.09 に改定 均等割額 15,600 円で前年度と同 限度額 160,000 円を 170,000 円に改定 2 保険料均等割軽減の拡大 7 割軽減対象世帯、5 割軽減対象世帯及び 2 割減額対象世帯の減額判定基準額の引き上げを行う。

	<p>3 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を新設</p> <p>令和2年2月からの新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、労務に就くことを予定していた日について傷病手当金を支給するため、条例施行規則の一部改正とあわせて4月1日に施行。</p>																														
令和 2. 6	<p>条例の一部改正 (6.17 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分及び令和2年度分の保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和元年度分及び令和2年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														
令和 3. 3	<p>条例の一部改正 (4.1 施行)</p> <p>1 保険料の改定</p> <table border="0"> <tr> <td>医療分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の7.14を100分の7.13に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>39,900円を38,800円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>630,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td colspan="3">後期高齢者支援金分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.29を100分の2.41に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>12,900円を13,200円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>190,000円で前年度と同</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>所得割料率</td> <td>100分の2.09を100分の2.20に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>均等割額</td> <td>15,600円を17,000円に改定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>限度額</td> <td>170,000円で前年度と同</td> </tr> </table> <p>2 保険料均等割軽減の拡大</p> <p>7割軽減対象世帯、5割軽減対象世帯及び2割減額対象世帯の減額判定基準額の引き下げ及び引き上げを行う。</p>	医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定		均等割額	39,900円を38,800円に改定		限度額	630,000円で前年度と同	後期高齢者支援金分				所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定		均等割額	12,900円を13,200円に改定		限度額	190,000円で前年度と同	介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定		均等割額	15,600円を17,000円に改定		限度額	170,000円で前年度と同
医療分	所得割料率	100分の7.14を100分の7.13に改定																													
	均等割額	39,900円を38,800円に改定																													
	限度額	630,000円で前年度と同																													
後期高齢者支援金分																															
	所得割料率	100分の2.29を100分の2.41に改定																													
	均等割額	12,900円を13,200円に改定																													
	限度額	190,000円で前年度と同																													
介護分	所得割料率	100分の2.09を100分の2.20に改定																													
	均等割額	15,600円を17,000円に改定																													
	限度額	170,000円で前年度と同																													
令和 3. 5	<p>条例の一部改正 (5.19 施行)</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分保険料の減免の特例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和3年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>																														

令和 4. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 7.13 を 100 分の 7.16 に改定 均等割額 38,800 円を 42,100 円に改定 限度額 630,000 円を 650,000 円に改定</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.41 を 100 分の 2.28 に改定 均等割額 13,200 円で前年度と同 限度額 190,000 円を 200,000 円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100 分の 2.20 で前年度と同 均等割額 17,000 円を 16,600 円に改定 限度額 170,000 円で前年度と同</p> <p>2 未就学児の被保険者均等割額の軽減（追加） 世帯に未就学児である被保険者がある場合に、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額のうち、未就学児である被保険者につき算定した被保険者均等割額を減額することに伴う規定の追加。</p> <p>3 結核医療給付金の支給対象者に係る規定の改定 民法が改正され、成年年齢が 20 歳から 18 歳に改められたことに伴い、結核医療給付金の支給対象者に係る規定を改めた。</p>
令和 4. 4	<p>条例の一部改正（4.21 施行）</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る令和 4 年度分保険料の減免の特例について 新型コロナウイルス感染症により、納付義務者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合等には、令和 4 年度分の一定の保険料を減免することができるようにするため。</p>
令和 5. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100 分の 7.16 を 100 分の 7.17 に改定 均等割額 42,100 円を 45,000 円に改定 限度額 650,000 円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100 分の 2.28 を 100 分の 2.42 に改定 均等割額 13,200 円を 15,100 円に改定 限度額 200,000 円を 220,000 円に改定</p>

	<p>介護分 所得割料率 100分の2.20で前年度と同 均等割額 16,600円を16,200円に改定 限度額 170,000円で前年度と同</p> <p>2 出産育児一時金 出産育児一時金を420,000円から500,000円に改定</p>
令和 6. 1	<p>条例の一部改正（1.1 施行）</p> <p>1 出産予定又は出産した国民健康保険被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険料の軽減（追加） 出産時における保険料負担の軽減を図るため、産前産後期間の保険料軽減を行うことに伴う規定の追加。</p>
令和 6. 3	<p>条例の一部改正（4.1 施行）</p> <p>1 保険料の改定</p> <p>医療分 所得割料率 100分の7.17を100分の8.69に改定 均等割額 45,000円を49,100円に改定 限度額 650,000円で前年度と同</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割料率 100分の2.42を100分の2.80に改定 均等割額 15,100円を16,500円に改定 限度額 220,000円を240,000円に改定</p> <p>介護分 所得割料率 100分の2.20で前年度と同 均等割額 16,200円を16,500円に改定 限度額 170,000円で前年度と同</p>
令和 6. 10	<p>条例の一部改正</p> <p>1 個人番号カードと国民健康保険の被保険者証を一体化し、被保険者証が廃止されることに伴い関連する事項を改めた。（12.2 施行）</p> <p>2 急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、徴収猶予をすることができる期間を「6月以内」から「1年以内」に改めた。（10.16 施行）</p>

令和5年度事業年報

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

事業開始年月日	昭和30年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	そ の 他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		84,010			
被 保 険 者 数	総 数	107,725	2,074	30,417	14,680
	退職被保険者等	0	0		
	一般被保険者	107,725	2,074	30,417	14,680

		年度平均			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		84,353			
被 保 険 者 数	総 数	109,098	2,017	31,605	15,376
	退職被保険者等	0	0		
	一般被保険者	109,098	2,017	31,605	15,376

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	40,024	40,589
介護保険第2号世帯数	35,733	36,146
	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	0	0
特 定 継 続 世 帯 数	0	0

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,673
	本 年 度 中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	106

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		12,647	7,833	16,502	137	298	5	901	30,490
	本年度中減	転 出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		9,763	4,955	15,213	422	557	4,645	1,809	32,409

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	41	1	42		1	0

備 考		作成者 氏 名	
--------	--	------------	--

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

収入				支出						
科 目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料 △税 ▽	一般被 保険 者分	医療給付費分	10,134,925,462		保 険 給 付 費	総 務 費		1,097,062,108		
		後期高齢者支援金分	3,332,450,448	3,332,450,448		一 般 被 保 険 者 分	療養給付費	26,413,655,263		
		介護納付金分	1,371,277,625				療 養 費	369,248,179		
		一般被保険者分計	14,838,653,535	3,332,450,448			小 計	26,782,903,442		
				高額療養費			3,720,520,878			
退職被 保険 者分	医療給付費分	1,193		高額介護合算療養費	6,841,561		退 職 被 保 険 者 等 分	移 送 費	0	
	後期高齢者支援金分	363	363	出産育児諸費	149,617,365			葬 祭 諸 費	31,850,000	
	介護納付金分	273		育 児 諸 費	0			そ の 他	50,957,279	
	退職被保険者等分計	1,829	363	273	一般被保険者分計	30,742,690,525			療養給付費	0
	計	14,838,655,364	3,332,450,811	1,371,277,898				療 養 費	0	
国 庫 支 出 金		2,124,000						小 計	0	
都道府県 支出金 △交付金 ▽	△特別 交付金 ▽	保険給付費等交付金 (普通交付金)	30,981,137,569		事 業 費	国民健康 保険 事業 費 納 付 金	療養給付費	0		
		保険者努力支援分	137,689,000				療 養 費	0		
		特別調整交付金分	133,168,000				小 計	0		
		都道府県繰入金 (2号分)	122,127,000				高額療養費	0		
		特定健康診査等負担金	112,209,000			高額介護合算療養費	0			
		保険給付費等交付金 (特別交付金)計	505,193,000			移 送 費	0			
	財政安定化基金交付金	0		退職被保険者等分計		0				
そ の 他	0		審査支払手数料	73,725,913						
計	31,486,330,569		計	30,816,416,438						
連 合 会 支 出 金		0			事 業 費	国民健康 保険 事業 費 納 付 金	一般被保険者分	13,758,138,341		
一 般 会 計 繰 入 金	保険基盤安定 (保険料 (税)軽減分)	1,757,011,520	402,982,760	153,086,760			退職被保険者等分	87,292		
	保険基盤安定 (保険者支援分)	1,076,043,461	248,153,603	91,244,534			医療給付費分計	13,758,225,633		
	未就学児均等割保険料 (税)	45,258,826	11,371,043				一般被保険者分	4,455,473,583	4,455,473,583	
	職員給与等	1,097,063,278					退職被保険者等分	77,940	77,940	
	産前産後保険料 (税)	4,008,689	981,613				後期高齢者支援金等分計	4,455,551,523	4,455,551,523	
	出産育児一時金等	99,744,910					介護納付金分	1,788,677,106	1,788,677,106	
	財政安定化支援事業	0					計	20,002,454,262	4,455,551,523	
そ の 他	2,468,333,812			財政安定化基金拠出金			0			
計	6,547,464,496	663,489,019	244,331,294	保 健 事 業 費			24,653,791			
直 診 勘 定 繰 入 金	0			特定健康診査等事業費	409,163,068					
そ の 他 の 収 入	89,856,072			健康管理センター事業費	0					
				計	433,816,859					
				保険給付費等交付金償還金	557,136,821					
				直 診 勘 定 繰 出 金	0					
				そ の 他 の 支 出	107,887,535	0				
小 計 (単 年 度 収 入) A	52,964,430,501	3,995,939,830	1,615,609,192	小 計 (単 年 度 支 出) B	53,014,774,023	4,455,551,523				
				単 年 度 収 支 差 (A-B)	-50,343,522	-459,611,693				
						-173,067,914				
基 金 繰 入 金 C	0			基 金 積 立 金 F	0					
繰 越 金 D	892,565,979			前年度繰上充用金 G	0					
市 町 村 債 E	0			公 債 費 H	0					
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0					
収入合計 (A+C+D+E)	53,856,996,480			支 出 合 計 (B+F+G+H)	53,014,774,023					
				収支差引残 (収入合計-支出合計)	842,222,457					
				うち次年度への繰越金 I	842,222,457					
				うち基金積立金 J	0					

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額 (前年度末)	K	0	市町村債残高	0
基金繰入金	C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金	F	0		
収支差引残のうち基金積立金	J	0		
その他増加額	L	0		
その他減少額	M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)		0		

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資 産			負 債 及 び 純 資 産		
科 目	金額 (円)		科 目	金額 (円)	
基金保有額	a	0	繰上充用金 (当年度赤字額)	e	0
次年度への繰越金	b	842,222,457	市町村債残高	f	0
貸付金等	c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	g	0
その他の資産	d	0	その他の負債		0
資産合計 (a+b+c+d)		842,222,457	負債合計 (e+f+g)		0
			純資産 (資産合計 - 負債合計)		842,222,457

備考		作成者氏名	
----	--	-------	--

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)
(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

○経理状況

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料 (税)	現年分	15,507,866,115	13,940,787,431	80,400,705	7,358,341	1,559,720,343	44,029,031
	滞納繰越分	2,252,318,868	812,428,498	5,036,901	778,406,797	661,483,573	49,045,447
	計	17,760,184,983	14,753,215,929	85,437,606	785,765,138	2,221,203,916	93,074,478

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分 V	療養給付費	計	26,355,915,525	26,413,655,263	51,994,614	5,745,124	0
		現年度分 (再掲)	26,355,915,525	26,413,655,263	51,994,614	5,745,124	0
	療養費	計	367,899,393	369,248,179	1,228,463	120,323	0
		現年度分 (再掲)	367,899,393	369,248,179	1,228,463	120,323	0
	高額療養費		3,714,041,998	3,720,520,878	5,655,674	823,206	0
	高額介護合算療養費		6,841,561	6,841,561	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		232,804,112	232,424,644	-259,679	1,012,031	1,131,820

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.03	0.00	48,066	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.80	0.00	16,219	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.40	0.00	17,552	0

5. 備考

収 納 率				作成者 氏名
現年分	滞納繰越分	計		
90.15%	36.87%	83.51%		
備考				

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 15,163,570	千円 1,200,942	千円 33,888	千円 0	千円 306	千円 5,800	千円 2,908,639	1増・②減	千円 478,813	千円 10,535,182	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 10,170,685	千円 0	千円 4,992,885	千円 0	% 7.17	% 0.00	円 45,000	円 0			
67.07%	0.00%	32.93%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 141,850,564	千円 0	85,271	37,214	2,265	0	8	297	2,708	110,953	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備 考		作成者 氏名
--------	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 5,108,174	千円 402,983	千円 11,371	千円 0	千円 102	千円 1,997	千円 979,753	1増・②減	千円 164,058	千円 3,547,910	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 3,432,784	千円 0	千円 1,675,390	千円 0	% 2.42	% 0.00	円 15,100	円 0			
67.20%	0.00%	32.80%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数								
千円 141,850,564	千円 0	85,271	37,214	2,265	0	8	292	2,687	110,953	千円 220
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他		
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他			

備考		作成者 氏名
----	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	----------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10	
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他			
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	保険料（税） 軽減額 (産前産後分)	災害等に よる減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 2,076,487	千円 153,087	千円 0	千円 0	千円 0	千円 516	千円 442,342	1増・②減	千円 55,769	千円 1,424,773	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割			
千円 1,410,375	千円 0	千円 666,112	千円 0	% 2.20	% 0.00	円 16,200	円 0			
67.92%	0.00%	32.08%	0.00%							
課税対象額		課税対象	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	保険料（税） 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	(低所得者分)	(未就学児分)	(産前産後分)					
千円 64,107,949	千円 0	36,554	14,729	0	0	0	40	1,701	41,118	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他			

備 考		作成者 氏名
--------	--	-----------

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

○ 保険給付状況
1. 医療給付の状況
(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,772,938	36,324,183,530	26,355,885,625	8,752,583,814	1,215,714,091
食事療養・生活療養（再掲）	16,242	417,782,503	212,986,411	200,936,027	3,860,065
食事療養・生活療養	14		29,900	-29,900	0
療養費等					
診療費	2,574	58,151,250	41,437,797	16,713,453	0
補装具	933	40,131,217	29,457,788	9,756,839	916,590
柔道整復師	45,194	314,222,456	225,696,663	85,541,239	2,984,554
アンマ・マッサージ	1,800	64,547,740	47,344,498	17,203,242	0
ハリ・キュウ	2,582	31,300,330	22,641,778	8,658,552	0
その他	12	1,876,070	1,320,869	555,201	0
小計	53,095	510,229,063	367,899,393	138,428,526	3,901,144
海外療養費（再掲）	76	3,003,914	2,184,948	818,966	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,826,047	36,834,412,593	26,723,814,918	8,890,982,440	1,219,615,235

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	809,867	18,211,694,778	13,664,477,377	4,299,247,591	247,969,810
食事療養・生活療養（再掲）	8,423	200,177,081	95,686,229	103,426,642	1,064,210
食事療養・生活療養	5		11,900	-11,900	0
療養費等					
療養費	16,351	181,151,536	136,319,670	44,831,866	0
海外療養費（再掲）	11	670,438	500,987	169,451	0
移送費	0	0	0	0	0
計	826,223	18,392,846,314	13,800,808,947	4,344,067,557	247,969,810

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	414,539	9,718,760,860	7,741,451,031	1,893,843,575	83,466,254
食事療養・生活療養（再掲）	4,568	108,322,423	53,415,179	54,458,414	448,830
食事療養・生活療養	3		8,200	-8,200	0
療養費等					
療養費	7,950	94,219,978	75,804,045	18,415,933	0
海外療養費（再掲）	6	343,030	274,424	68,606	0
移送費	0	0	0	0	0
計	422,492	9,812,980,838	7,817,263,276	1,912,251,308	83,466,254

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	89,057	1,872,674,067	1,305,194,088	543,867,022	23,612,957
食事療養・生活療養（再掲）	819	14,300,157	4,332,547	9,836,510	131,100
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	1,848	18,090,370	12,663,039	5,427,331	0
海外療養費（再掲）	1	10,510	7,357	3,153	0
移送費	0	0	0	0	0
計	90,905	1,890,764,437	1,317,857,127	549,294,353	23,612,957

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	38,718	478,314,641	381,151,774	18,864,216	78,298,651
食事療養（再掲）	307	3,304,841	1,143,821	1,756,985	404,035
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	189	5,510,888	4,362,928	880,334	267,626
海外療養費（再掲）	16	498,336	398,665	99,671	0
移送費	0	0	0	0	0
計	38,907	483,825,529	385,514,702	19,744,550	78,566,277

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	2,919	24,756	4,195	5,987	8,589	10,017	5,831	62,294	29,965
	高額療養費(円)	98,663,905	258,695,375	453,921,740	481,611,765	1,356,834,895	365,466,560	698,847,758	3,714,041,998	3,267,803,020
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	1,723	22,994	1,674	3,528	4,815	7,596	2,968	45,298	
	高額療養費(円)	47,229,124	201,290,976	183,290,036	214,138,159	725,985,813	250,639,195	279,796,984	1,902,370,287	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	688	20,963	354	1,275	2,857	6,882	2,095	35,114	
	高額療養費(円)	8,011,976	141,549,096	30,376,306	79,400,460	351,249,323	207,326,273	141,379,933	959,293,367	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	324	4	162	131	323	63	184	1,191	
	高額療養費(円)	11,988,995	17,298,582	25,128,124	11,197,730	72,583,776	6,632,632	21,950,576	166,780,415	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	34	0	0	78	99	40	251	
	高額療養費(円)	0	919,121	0	0	7,723,991	929,383	10,559,194	20,131,689	
長期高額特定疾病該当者数								298 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	218
給付額 (円)	6,841,561

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	307	455	0	0	42,322	43,084
給付額 (円)	149,740,000	31,850,000	0	0	50,917,777	232,507,777

備 考		作成者 氏 名	
-----	--	------------	--

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	17,080 ^件	242,864 ^日	11,250,940,034 ^円
	入院外	882,446	1,305,249	14,179,235,707
	歯科	235,526	375,055	2,986,826,698
	小計	1,135,052	1,923,168	28,417,002,439
調剤		628,032	(731,182 枚)	6,740,639,698
食事療養・生活療養		(16,242)	(632,565 回)	417,782,503
訪問看護		9,854	70,792	748,758,890
合計		1,772,938	1,993,960	36,324,183,530

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	8,801 ^件	117,722 ^日	6,237,291,104 ^円
	入院外	408,187	635,778	7,059,551,279
	歯科	101,516	161,804	1,262,977,110
	小計	518,504	915,304	14,559,819,493
調剤		288,676	(334,772 枚)	3,198,886,384
食事療養・生活療養		(8,423)	(299,269 回)	200,177,081
訪問看護		2,687	22,317	252,811,820
合計		809,867	937,621	18,211,694,778

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	4,769 ^件	63,806 ^日	3,379,030,634 ^円
	入院外	208,765	332,352	3,818,215,829
	歯科	50,395	80,505	622,500,910
	小計	263,929	476,663	7,819,747,373
調剤		149,266	(174,123 枚)	1,663,251,424
食事療養・生活療養		(4,568)	(162,018 回)	108,322,423
訪問看護		1,344	11,295	127,439,640
合計		414,539	487,958	9,718,760,860

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	856 ^件	9,157 ^日	611,900,990 ^円
	入院外	45,394	67,808	751,597,250
	歯科	11,299	17,814	140,343,880
	小計	57,549	94,779	1,503,842,120
調剤		31,335	(36,244 枚)	325,893,800
食事療養・生活療養		(819)	(21,283 回)	14,300,157
訪問看護		173	1,868	28,637,990
合計		89,057	96,647	1,872,674,067

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	371 ^件	2,518 ^日	173,710,470 ^円
	入院外	20,006	28,692	194,445,390
	歯科	2,567	2,999	24,820,540
	小計	22,944	34,209	392,976,400
調剤		15,657	(20,036 枚)	73,486,950
食事療養		(307)	(5,124 回)	3,304,841
訪問看護		117	641	8,546,450
合計		38,718	34,850	478,314,641

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和5年度)

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)
保険料(税) 医療給付費分	1,193	医 療 給 付 費	療 養 給 付 費 0
保険給付費等交付金(普通交付金)	0		療 養 費 0
その他の収入	0		小 計 0
合 計	1,193		高 額 療 養 費 0
			高 額 介 護 合 算 療 養 費 0
			移 送 費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	87,292
		そ の 他 の 支 出	0
		前 年 度 繰 上 充 用 金	0
		合 計	87,292

2. 保険料(税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	81,356,392	1,829	0	81,354,563	0	0
計	81,356,392	1,829	0	81,354,563	0	0

3. 医療給付支払状況

		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療 養 給 付 費	計	0	0	0	0	0
	現 年 度 分 (再 掲)	0	0	0	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現 年 度 分 (再 掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		0	0	0	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞 納 繰 越 分	計		
		0.00%	0.00%	0.00%	
備 考					作 成 者 氏 名

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割		0	0	0	0	0	0
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 - 0 : 1 : 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 []
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・2減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考		作成者	
		氏名	

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 1 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
		件	円	円	円	円
療養の給付等		0	0	0	0	0
食事療養（再掲）		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和5年度）

都道府県名	東京都
保険者名	杉並区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 1 : 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	0	0	0	0	0	0
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	(0 枚)	0
	食事療養	(0)	(0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

備考		作成者 氏名	
----	--	-----------	--

すぎなみの国保

令和6年度版

令和6年11月発行

登録印刷物番号

06-0057

編集・発行 杉並区保健福祉部国保年金課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
電話(03)3312-2111(代表)

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

